

足立区教育委員会会議録

会議名	平成27年第1回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成27年1月8日(木)		場所	教育委員会室		
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分			～	(閉会) 午前・午後 4時5分	
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	②(休憩) 午前・午後 時 分		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出席 説明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	荻原 貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本 太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	子ども支援担当課長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席
	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
				飯塚 論	中央図書館長	出席
	書記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	灘山 昇
矢神 功義		教育政策担当係長	秋元 康裕	教育政策担当係長	依田 慶子	教育政策担当係長
傍聴者	3名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成27年1月8日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 ただいまから平成 27 年第 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

○庶務係長 委員長、連絡事項が先にございますので、よろしいでしょうか。

○委員長 庶務係長。

○庶務係長 本日の資料につきまして、一部訂正がございますので、先に御連絡をさせていただきます。

初めに、日程第 6、第 6 号議案について、内容に一部修正がありましたので、席上に配付してあります資料に差し替えをお願いいたします。

次に、報告事項の⑤で、当初、子育てサービスとの関係につきまして予定しておりましたが、かわりに新田地域における認可保育所の関係の報告といたします。資料は、別紙で席上に配付物しております。

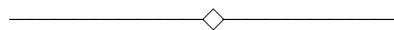
もう一点、報告事項の⑥の千住地域における認可保育所開設の関係についてでございますが、こちらも資料の差し替えをお願いいたします。資料は、別で席上配付をしてありますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○委員長 それでは、これより審議に入ります。

初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に、小川清美委員、小川正人委員をご指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。



○委員長 それでは、日程第 1、第 1 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 1 号議案足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特

例に関する条例の進達について。

以上。

○委員長 第 1 号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 では、お手元の資料 3 ページの議案説明資料をお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を一つの条例として規定するために、進達するものでございます。

制定理由ですが、まず、(1)の教育長の勤務条件でございますが、教育長が一般職から特別職に変更になりまして、教育公務員特例法第 16 条が削除されたことに伴う規定を整備する必要がございます。

また、(2)といたしまして、職務専念義務の免除でございますが、教育長は、特別職でございますが、一般職とは別途、職務専念義務の免除の特例を定める必要がございます。

3 の主な内容でございますが、(1)といたしまして、勤務条件といたしまして、勤務時間、その他の勤務条件は一般職の職員の例によることとしたこと、(2)として、職務専念義務の免除について、①から③までを免除される場合といたしたものでございます。

施行年月日につきましては、新たに教育長が任命される日から適用するというところでございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 1 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 新しい教育委員会がスタートするというところで、教育長の特別職化に対応したこの規定については、内容的には了承するのですが、

一般職の職員と比較した場合、主に職務専念の義務の免除の規定が、教育長の職務内容に即した義務の免除になるのですか。例えば、講演会の講師を行う場合というのは、確かに教育長というのは個人でいろんな話をするので、あらかじめこういう義務の免除を規定しておくというのは理解できますが、(2)の職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合の中身がよくわからないので説明いただきたいのです。3については、教育委員会が義務の免除を了解するという規定は、当然必要であると思います。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 教育長の職務の専念義務の免除につきましては、当然、新しい教育長の職務の内容、権限を鑑みて制定をさせていただいたものでございます。小川委員からお話ございました講演につきましても、新たな教育長は、講演の機会もあるかと存じます。一般職の例による職務専念義務ですと、8時30分から17時15分まではきちんと職務に専念するという形で義務づけられておりますので、こうしたところをきちんと出られるようにというところで制定させていただいたのが第1号になります。

それから、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合がありますが、具体的には区が主催、あるいは区と職員団体の共催、もしくは特別区の主催で行われます元気回復事業、具体的には職員の文化祭やバレーボール大会、あるいは特別区職員文化祭、体育祭といったものに参加する場合に、一般職員も職務専念の義務を免除されて参加をする形になってございますので、これに準ずる形で制定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川正人委員 了解しました。

○委員長 ほかにございますか。

(なし)

他にないようですので、これより、第1号議案足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり可決を決することにいたします。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第2、第2号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第2号議案足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第2号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料5ページの第2号議案説明資料をお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりであります。

改正理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条項の運用部分を変更する必要があるためということでございます。

改正箇所でございますが、下段の新旧対照表を見ていただきまして、引用条項として、24条の2第1項となっているところを、23条第1項に改めるというものでございます。

施行年月日については、27年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第2号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、議員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 今度の地教委法改正で条文が変わることはわかります。教育委員会の所管事務など含め幾つか条文が変わっていますね。それに関係する条例改正は今回一緒にやらないのでしょうか。どういうスケジュールで考えているのでしょうか。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 委員のご指摘でございます法律の条ずれに関します対応について、条例については、今回ご提案差し上げるもののみでございます。あとは教育委員会規則で対応させていただきます。規則の改正につきましては、本年3月第3回の定例会でご提言差し上げる予定ということで、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

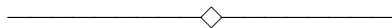
○委員長 そのほかにもございますか。

(なし)

ほかにないようですので、これより、第2号議案足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することといたします。



○委員長 次に、日程第3、第3議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第3号議案足立区子ども・子育て施設整備基金条例の進達について。

以上。

○委員長 第3号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 9ページの第3号議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

制定理由につきましては、27年4月から新制度が開始しまして、その中では、「子ども・子育て支援法」に基づきまして、市町村子ども・子育て支援事業計画をつくります。その中で定める施設整備を確実に実施するため必要な財源を確保することが目的でございます。

2番、基金の内容につきましては、名称、足立区子ども・子育て施設整備基金でございます。

期間につきましては、施行の日から平成32年3月31日でございます。

使い道につきましては、計画に基づき設置します、アは、足立区が自ら設置します子ども・子育て施設の整備について、イにつきましては、事業者が設置します子ども・子育ての施設、その整備の助成についてでございます。

なお、子ども・子育て施設とは、計画に定める教育及び保育のための施設でございます。

なお、金額につきましては、この計画期間が平成27年度から31年度まで5年間ですが、その間の施設整備で見込は約31億円必要になります。その中で補助金を除きますと、区の負担が約8億8,000万円ということでございますので、その大半を確保できる財源を設立するということで、今予算の調整をしているところでございます。

3番、施行年月日については、公布の日から施行するというところでございまして、平成27年第1回区議会定例会に提案させていただいて、同時に、基金に積み立てる金額を補正予算で提出する予定でございます。

私からの説明は、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

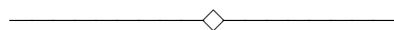
第3号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第3号議案足立区子ども・子育て施設整備基金条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決をすることといたします。



○委員長 次に、日程第4、第4号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第4号議案足立区立認定子ども園条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第3号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 13ページの第4号議案説明資料に基づきまして、説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由、内容について一括して説明させていただきます。

まず、2の(1)幼保連携型認定子ども園に関する改正でございます。設置根拠を変更するものでございまして、表を見ていただきたいと思います。園名であります元宿子ども園、鹿浜子ども園、これは幼保連携型子ども園になりますが、その設置根拠がその右の現行にありますとおり、①保育所の設置の認可、②幼稚園の設置認可、それと、認定子ども園の運営というこの3つが根拠でございます。右の枠にいきまして、平成27年4月以降につきましては、幼保連携型認定子ども園の設置の1本になるという変更でございます。

なお、その下にあります、おおやた子ども園については、保育所型認定子ども園ということになりますので、右の枠のとおり、27年4月以降について認可等の変更はないところでございます。

続きまして、②につきましては、保育・教育に関する国の指針及び要領の変更でございます。次のページの表を見ていただくとわかりやすいのですが、幼保連携型子ども園につきましては、現行は、保育所保育指針と保育園教育要領、この2つに基づきまして保育を実施しますが、平成27年4月以降につきましては、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領に基づいて保育を実施するという内容でございます。

ちなみに、おおやた子ども園につきましては、幼保連携型と同じように、保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づき保育しますが、新制度に移りましたら、1の2と同様に、その下に米印がございますが、幼保連携型認定子ども園の教育・保育要領を踏まえることが追加になるという変更でございます。

続きまして、その下の(2)児童福祉法改正に伴う変更でございます。児童福祉法で、現行では「保育の実施」という文言が、「保育の利用」という形に変更することに基づきまして、「実施」を「利用」に変更する内容でございます。

(3)につきましては、今回の設置根拠の変更に伴いまして、その他の①から③の条例の表現も変更になり、あわせて本条例の附則によって改正するものでございます。

3番、施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日からということで、今のところ27年4月1日予定でございます。

私からの説明は、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第4号議案について、ご質問、ご意見がありま

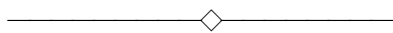
したら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第4号議案足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第5、第5号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第5号議案足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第5号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料24ページの第5号議案説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由、改正内容あわせて説明をさせていただきます。

まず、2の(1)でございます。児童福祉法改正に伴う変更でございまして、先ほどの議案と同じように、「保育の実施」という文言が「保育の利用」に変わるという文言の訂正でございます。例としては、保育の条例名から「保育の実施」を「保育の利用」に変えるものでございます。

続きまして、(2)につきましては、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の所掌事項の変更でございます。これにつきましては、昨年6月に、指定管理者制度に関する基本的な考え方について、区のマニュアルが改正されまして、モニタ

リング、いわゆる監視評価において外部委員を入れた評価委員会において評価を行うこととなり、今回外部委員がおります選定審査会において、この評価を実施するという所掌事務を加えるものでございます。

(3)につきましては、保育所の民営化に伴う変更でございまして、ここにありますとおり、東谷中保育園と東栗原保育園が平成27年4月1日に民営化にするということでここを削除する内容でございます。

続きまして、(4)でございます。本条例の変更に伴う他の条例の変更ということで、①から③の条例のところ、附則により改正するという内容でございます。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行日、今のところ27年4月1日予定と、民営化に伴う東谷中保育園と東栗原保育園の削除及び足立区子ども施設指定管理者等選定委員会の所掌事務の変更については、平成27年4月1日からとするものでございます。

私からの説明は、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

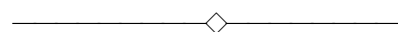
第5号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第5号議案足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することにいたします。



○委員長 次に、日程第6、第6号議案を議題とい

たします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第6号議案足立区保育施設等の利用の調整に関する規則。

以上。

○委員長 第6号議案についても、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 こちらにつきましては、資料、別冊の差し替え資料に基づきまして説明していきます。3枚目の表面の第6号議案説明資料をごらんください。

選定の理由につきましては、今までは認可保育所と区立認定こども園の長時間利用のみを選考の対象として利用調整しておりましたが、新たな制度では、私立認定こども園長時間利用と地域型保育事業が追加されることも含めて、区が利用調整するための必要な対象手続等を規則で定めるものでございます。

表の一番右にありますとおり、現行では、認可保育所と区立認定こども園長時間だけだったものが、全てその下の私立認定こども園長時間、地域型保育事業をあわせて利用調整する内容でございます。

2番の主な規定内容につきましては、1番、利用調整の対象につきましては、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業ということで、先ほどの家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業を対象とするものでございます。

過去には、利用資格者につきましては、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定を受けた方、いわゆる2号認定、3号認定の方でございますが、こちらが利用の対象の資格者になります。

(3) 申し込み及び利用調整の手続につしまし

ては、まず、保護者の方が利用申し込みをしていただきまして、児童福祉法のもとに規定に基づいて利用調整を行い、③でございますが、利用調整の結果を保護者及び対象施設の長に通知するものでございます。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日からということで、今のところ、27年4月1日を予定しているところでございます。

なお、今保育の入所については、昨年度既に締め切っており、今後この規則にのっとり調整した上で、2月上旬、利用調整結果の通知の発送に向けて準備を進めるものでございます。

なお、本規則の改正に伴いまして、改正が必要となる他の関連条例、規則等の改正をあわせて行うものでございます。

私からの説明は、以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第6号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第6号議案足立区保育施設等の利用の調整に関する規則を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することにいたします。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第7、第7号議案を議題いたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、第7号議案足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第7号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 説明資料37ページをごらんください。

件名は表記のとおりでございます。

これにつきましては、従来要綱で定めておりました生涯学習関連施設の指定管理者評価委員会を条例で設置するために進達をお願いするものでございます。

新旧対照表につきましては、38ページをごらんください。

私の説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第7号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 質問というか確認ですが、今まで要綱で定めていたことを条例で定めるようにした理由について説明ください。

○委員長 地域文化課長。

○地域文化課長 区では指定管理者の運営につきましてガイドラインを定めてございます。この中で評価について、今回区で統一した考え方をもちました。これまでは条例、規則、要綱などガイドラインの定めがばらばらでございましたが、評価というのが非常に大事だろうということで、今回、条例で定めさせていただくということにいたしました。

○委員長 その他にございますか。

(なし)

他にないようですので、これより第7号議案足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案

のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することにいたします。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第8、第8号議案を議題いたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第8、第8号議案足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第8号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 説明資料40ページでございます。第8号議案、件名は表記のとおりでございます。先ほどの7号議案の関連でございます。生涯学習センターの評価を、先ほどご指摘いただきました生活学習関連施設の指定管理者評価委員会にかけることができるという条例の改正でございます。新旧対照表につきましては、41ページを参照いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第8号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第8号議案足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することといたします。

◇

○委員長 次に、日程第9、第9号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第9号議案足立区立図書館条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第9号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 説明資料43ページをごらんください。

件名は表記のとおりでございまして、これも7号議案との関連でございます。足立区立図書館の評価を、生涯学習関連施設指定管理者評価委員会で行うというための条例改正でございます。44ページに新旧対照表がございますので、こちらを参照いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第9号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第9号議案足立区立図書館条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することといたします。

◇

○委員長 次の議案ですが、第10号議案と第11号議案につきまして、関連のある議案でありますので、一括して議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第10号議案足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定の進達について、日程第11、第11号議案足立区立東和図書館の指定管理者の指定の進達について。

以上。

○委員長 第10号議案並びに第11号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 この東和地域学習センター、東和図書館指定管理者につきましては、一度募集を行いまして、指定の企業がなかったということで再募集になったケースでございます。東和地域学習センターと図書館は複合施設でございますので、10号、11号一括して説明をさせていただきます。

47ページをごらんください。選定業者につきましては、表記のとおり、ヤオキン・ASCC共同事業体ということで指定をしたいということでございます。

評価の内容につきましては、48ページに一覧で結果を掲載しております。ヤオキン・ASCC共同事業体と、もう一社の2社で競争になり、ヤオキン・ASCCが指定になりました。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第10号議案並びに第11号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 2業者ということで、ヤオキン商事株式会社というのは、どういう会社で、こういう指定管理関係の業務について、これまでどれだけ実績があった会社なのかということをお教えいただきたいですし、B社の会社がどういう会社か

というのも教えていただければと思います。

○委員長 地域文化課長。

○地域文化課長 ヤオキン商事につきましては、現在も東和の地域学習センター及び図書館の指定管理者で現行の業者でございます。指定管理者制度が導入されて、民間事業者が初めて参入してくるときに、積極的に手を挙げられて、ここ約10年この指定管理業務を請け負っていただいております。地域や学校とも連携しながら、地域学習センター、図書館、それから、スポーツ施設を運営している会社でございます。

それから、もう一つ、選定に入ってきた業者でございますが、こちらは初めて指定管理業務の選定に参入してみたいということでチャレンジをされてきた業者でございます。ですので、実績というところでは、ゼロ点になっておりますが、意欲という面では、選定委員会でも非常に評価はしておりました。ただ、実績やノウハウがなく、これからどうやっていったらいいのかというような迷いの中で手を挙げてきたというような背景がございましたので、少し点数的には伸びはございませんでした。これからこういった業務を担ってくれるのではないかと期待も持てるところでございますので、こういった業者さんのご相談にも我々はきちんと乗っていきたいと考えております。

○委員長 他にございますか。

(なし)

他にないようですので、これより第10号議案足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定の進達について、第11号議案足立区立東和図書館の指定管理者の指定の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することにいたします。

○委員長 次に、議案第12号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第12、第12号議案足立区文化財の登録について。

以上。

○委員長 第12議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 説明資料50ページでございます。12号議案、件名は表記のとおりでございます。

文化財保護審議会が開かれまして、文化財登録についての答申がございましたので、今回諮問させていただきます。

登録については、4件、表記のとおり、銅像阿弥陀如来座像、1軀、千住・安養院に所蔵されたものほか3件でございますが、それが今回文化財登録として答申があった部分でございます。

私の説明は、以上であります。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第12号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、これより第12号議案足立区文化財の登録についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は、原案どおり議決することといたします。

○委員長 次に、日程第13、26受理番号の1の陳情について議題といたします。

庶務係長。

- 庶務係長 日程第13、26受理番号1、平成28年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心と道徳心を養いうる教科書の選択を求める意見書。

以上。

- 委員長 この陳情につきましては、平成26年第10回の定例会におきまして御審議いただき、以降、継続審議となっております。その後、第10回定例会のときに説明いただいた内容について変更などの動きがありましたら、関係所管の教育指導室長により報告をお願いいたします。

教育指導室長。

- 教育指導室長 特に変更点ございません。

- 委員長 ただいまの説明のとおり変更点がないということですが、本案につきましてご意見等ありましたらお願いをいたします。

小川委員。

- 小川正人委員 これまでどおり、私は、この陳情の中身については不適切な内容を含んでいるので、採択にはふさわしくないと考えておりますので、私は不採択の意思を表明したいと思います。

それと来年度、中学校の教科書の採択の時期にもなりますし、そろそろ新年度に向けて本年度の小学校の教科書採択の基準と手続等々を踏まえて、新たな中学校教科書の採択の手続作業に入るべきだと思います。そうした作業を進めていく過程の中で、今回の陳情判の採択、不採択の判断も、新年度を迎える前に教育委員会として行うべきだと思いますので、意見は表明しておきたいと思いません。

- 委員長 ほかにご発言ありますか。

(なし)

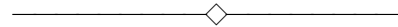
ないようですので、それでは、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

それでは、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

不採択1人、継続審議4人です。よって、本案は、継続審議とすることに議決をいたします。



- 委員長 それでは、続いて、報告事項に入ります。ご質問等については、全ての報告が終わってからまとめてお受けするよういたします。

初めに、①から③について、浮津教育指導室長をお願いいたします。

教育指導室長。

- 教育指導室長 それでは、51ページをお開けください。

件名、所管部課名については記載のとおりです。

平成26年度、東京都が実施をしました児童・生徒体力・運動能力・生活運動習慣等調査の結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきたいと思えます。

調査方式としては、全8種目、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20メートルシャトルラン・持久走、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール、中学校はハンドボール、小学校はソフトボールとなっています。

調査の結果、概要として、体力・運動能力については、小学校において、96項目中45項目で昨年度の区の平均を上回りました。また、25項目では、3年続けて平均値が向上いたしました。38項目では、東京都の平均を上回ったという状況でございます。

中学校に関しては、54項目中、35項目で、昨年度の区の平均値を上回りました。また、生活運動習慣等については、小学校において、休み時間や放課後に運動やスポーツをしていると回答した児童の割合が都の平均より高くなっております。

また、運動やスポーツをもっとしたいと回答している子どもの数が、6年生になると減ってくるという傾向が見られております。

中学校、6時間以上睡眠をとっていると回答した児童が、学年に上がるにつれて減少をしているという状況が見られております。

中学校も運動やスポーツをもっとしたいと回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少している状況が見られております。

生活運動習慣については、昨年度とは余り大きな変化は特に見られておりません。今年度、携帯電話の使用時間等を調査しましたので、そういうものをもとに、また校長会や家庭への周知等しながら、生活運動習慣の改善を図っていきたいと思っております。

今後の方針としては、小学校で「握力」「柔軟性」、小中学校で、「走力」「投力」というところに課題が見られますので、改善に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

その後のA3版は概要版ですが、体力・運動能力について、小学校、裏面が中学校、3枚目が生活運動習慣になっております。

運動能力調査等については、以上です。

続きまして、55ページ、第2回いじめアンケート集計結果の報告がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

実施期間は、11月1日から30日までの間に実施をさせていただきました。児童生徒が家庭にアンケートを持ち帰り、自宅で記載をし、専用の封筒で学校に提出する形をとっております。

いじめの認知件数、下段が第1回目で認知した件数、第2回が上という記載になっております。2回目ですが、これは今年度いじめの認知件数ということで、1回目を含んでいることもございます。第1回目が、4月から6月までの認知件数、第2回は、4月から11月までのものとなっております。

ります。

第2回解消率が、小学校が82%、中学校が77%となっております。

認知件数が増加していることについては、これまで取り組んでいるいじめの相談箱、アンケート、スクールカウンセラーとの面談等の結果、増加をしたものと考えております。

ただ、認知件数、さらには解消率を上げていくことが重要であると思っておりますので、今後もその取り組みを進めてまいりたいと思っております。

裏面を見ていただきたいと思っております。裏面に関しては、この第2回の詳細について記載させていただきました。下の2番の対応、冷やかしかい等、それから、最後に友達がいじめられているところを見たことがあるというような、10項目でアンケート調査をさせていただきました。

また、3番で、いやなことがあったときに相談できる相手ということで、相談相手がふえているという結果が出ております。今後、どういう人に相談をしていくかということについても、また確認をしてまいりたいと思っております。

続きまして、57ページ、学校事故報告についてです。

学校事故については、今月は、管理下で1件、管理外3件、両方とも小学校で事故が発生しております。

事故の内容、1件は学童保育からの帰り、それから、2件目が公園の帰りに交差点を渡ろうとして車両と接触、3件目が前方を確認しないまま看板にぶつかってしまったということで、鼻骨骨折の事案です。続いて、休み時間が、20分休みに鉄棒から落ちてしまって、頭部打撲と胸部を捻挫というようなことです。

交通安全については、毎月繰り返し安全指導等を行って、事故が減る、事故がない状況をふやしてまいりたいと思っております。

私からは、以上です。

○委員長 次に、④について、鳥山子ども家庭課長、
お願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 59ページをごらんください。

件名、所管部課名につきましては、記載のとおり
でございます。

子ども・子育て支援事業計画でございますが、
これについては5カ年の計画ということで、平成
27年から31年度という形で策定をしまいで
ます。この策定に当たりまして3点考慮して作業
を進めてまいりました。

1点目が、就学前の子どもについては対象を絞
ってつくってまいりたい。2点目が、居所不明児
や子どもの貧困など、新たに解決すべき課題とい
うのが出ております。こういった部分も計画の中
に取り込んでいきたいということ。それから、
3点目といたしまして、足立区で進めております
基本構想や基本計画など上位の計画、それから、
重点プロジェクト推進戦略など、関連計画との整
合、連携を図り進めてまいっております。

計画の構成でございますが、①から⑤にわたっ
て定めるように法律の中では示されております。

特に、⑤のところ、教育・保育及び地域子ど
も・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策及
びその実施時期などは、法定記載事項ということ
になってございます。その他のものについては、
任意の事項と位置づけられました。

そういうこともございまして、下のアになりま
すが、まず、法定記載事項につきまして先行して
定めてまいりたいということでございます。これ
については、新制度が始まります4月までに定め
ることになっておりますので、今年度中にまずこ
の部分を定め、パブリックコメントに付したいと
考えております。

60ページでございます。実際に今回計画に出

してあります量の見込み等につきましては、実態
とまだ乖離している部分も幾つか散見してござい
ます。実態と実際の計画をきちんとあわせていく
というところで、今後も、毎年その数字の見直し
は進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、記載のと
おりでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑤から⑧について、荻原子ども・
子育て支援課長、お願いいたします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 それでは、別紙追加資
料の新田地域における認可保育所の今後について
をごらんください。

新田地域における待機児童対策及び大規模集合
住宅対策として、区有地を活用した認可保育所の
公募を実施するものでございます。区有地名は、
地域包括支援センター新田の跡地でございます。
こちらの敷地面積500平米を利用して今回公募
いたします。開設予定日は、平成28年4月1日、
定員は60名程度を予定しております。

スケジュールでございますが、1月下旬に運営
事業者を公募し、3月中旬に運営事業者を決定い
たします。そして、来年の4月1日に保育所開設
という予定で進めてまいります。

続いて、別紙差し替え資料の千住地域における
認可保育所の公募についてをごらんください。

所管部課名、記載のとおりでございます。

昨年8月から11月にかけて、千住地域で保育
施設の公募を行いました。70名定員の認可保
育所1所、それから、15から19名定員の小規
模保育室2室が不調となりました。その代替策と
して、今回認可保育所の公募を行うものです。

まず、区有地を活用した認可保育所の公募で
ございます。千住龍田児童遊園を普通財産に変更し
て、こちらに保育所を建設する予定になっており

ます。敷地面積569.68平米、開設予定日、平成28年4月1日でございます。定員80名となっております。

スケジュールにつきましては、新田と同じように、27年1月下旬に運営事業者を公募し、3月中旬に運営事業者決定、そして、28年4月1日に保育所開設するという予定でございます。

それとあわせて、民有地を活用した認可保育所の公募も行います。これにつきましても、同じ80名程度の保育所を公募いたしまして、同じスケジュールで進めてまいります。

続いて、62ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

梅田地域における認可保育所開設運営事業者の決定について、東武鉄道から情報提供がありましたのでご報告いたします。

地区名でございますが、東武伊勢崎線梅島駅西新井駅間の高架下でございます。事業者名につきましては、株式会社日本生科学研究所でございます。こちらは、同じ梅田地域で現在認証保育所を運営しており、4月から認可保育所にかわる保育所を運営している事業所でございます。

続いて、63ページをごらんください。

件名、所管部課名、記載のとおりでございます。

認可保育所・認定こども園・小規模保育、それから、家庭的保育の平成27年4月入所申し込み受付状況についての報告でございます。

保育所での受付につきましては943件、それから、福祉事務所での受付が597件、それから、子ども・子育て支援課で1,659件ということで、また、10月から1月申し込み待機者が1,116名、これ全て加えまして、4,315名の申し込みがございました。これにつきましては、昨年に比べて531名の増となっております。

増の要因でございますが、一つは、保育事業率

が年々高まっていることによる申込者の増と、後は、小規模保育、それから、家庭的保育、私立認定こども園の入所希望者も今回利用調整の対象となりましたことによる増と考えております。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑨について、橋本子ども・子育て施設課長、お願いいたします。

子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 報告資料の64ページをお開けください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

家庭福祉員、いわゆる保育ママの募集をいたしました。7月10日から8月20日の間のこの募集で、10名の応募がまずございました。そのうちの7名が養成研修に進みました。これは、第2期の募集でございますが、第1期の養成で、この研修、未受講者が1名おりその7名と1名を含めた8名で研修修了したものでございますが、そのうち認定審査会を経て7名の認定がございました。1番のところのうち3名、豊田千恵子、品田純子、山中萌、この3名がこの2月からの開業ということで、あすからホームページに募集の掲載をする予定でございます。

続きまして、2番目、こちらの4名、中村和代、梅津真帆、大森幸子、長谷川裕子、この4名がこの4月からの開業予定でございます。この4月からは家庭的保育事業という新制度下における事業に位置づけられ、家庭的保育者として保育事業を実施するものでございます。

この4月に向けた入所の利用を不承諾になる人が予定されておりますので、2月の追加選考の中で、この4月に向けた開業での募集を開始するものでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、⑩について、飯塚中央図書館長、お願いいたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

現在、中央図書館につきましては、一部業務委託を行っていますが、次の期間の委託事業者を選定するに当たりまして、公募型プロポーザル選定を実施したところでございます。

1のところですが、事業者名として、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に決定いたしました。

選定結果でございます。申し込み期限までに3社の申し込みがございました。こちらの3社に基づきまして、書類審査、プレゼンテーションによる選考を実施したところでございます。

2の(1)でございます。書類審査につきましては、記載の日付のとおり行いまして、3社ともここは通過させていただきました。

(2)のプレゼンテーションにおきまして、業者を決定したものでございます。

順位については、(3)の記載のとおりでございます。

それから、(4)委員の構成につきましても、合計6名で、記載のとおりでございます。

3番目の業務期間でございますが、こちらは、今年の4月1日から来年の3月31日までの1年間となっておりますが、業務成績が良好な場合につきまして、2回まで更新可能としておりますので、期間としては、3年間をとらせていただいております。

一番下でございますが、今回、委託に関しては、東京電機大学の受け渡し窓口につきましても、シダックスさんをお願いするという形で、この部分だけ従前と異なり、委託の範囲が広がり、拡大しております。

次のページ、66ページのところでございます。

A3の資料になりますが、こちらの一次審査の書類を使った資料を提示させていただいております。例えば、経営の安定性の項目を見ていただきますと、配点10点と書いてございますが、こちらは評価Aの項目が10点と、それから、Bで7点、それから、Cで4点、Dはゼロ点という形で点数を配分しまして、6人合計で60点というのが右に書いてございます。以下、同じような項目でございます。

こちらは、一次の書類審査でございまして、裏面の資料2をごらんいただきたいと思っております。ページ数で67ページになります。こちらがプレゼンテーションに使った審査の書類です。

一番上の取り組みの方針(A)を見ますと、15の配点がございまして、評価Aが15、それから、Bが10と、それから、評価Cが5、Dがゼロという形で、こちらで6名の審査でお願いしておりますので、配点は90の合計で、以下、点数が決まってきたということになります。

○委員長 ただいま各関係所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員から質疑、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 質問とお願いなのですが、一つは、東京都の体力・能力調査生活等々の調査の結果、体力等々については、足立区の児童生徒の向上等々が見られて良いと思いながら読んでいたのですが、生活運動習慣のこの項目は正直に言ってシロッキングなデータが出ています。特に、中学2、3年生の1日のテレビの視聴時間と携帯等の使用時間が、いろんな全国的な統計等々と比較しても、少し問題がある数字であると思っております。

中学校2年、3年でテレビ視聴が2時間以上、3時間以上と、携帯等の使用時間が、これも2時間以上、3時間以上で、この子どもたちは、テレビ視聴と携帯電話で自宅におけるほとんど1日の

生活が終わってしまうというような状況です。中学校2年、3年がこういう状況というのは、やはり何らかの対応をとらざるを得ないなと感じました。

そこで、詳細なデータは後日出していただいて分析し、どのような取り組みをするのかは、定例会というよりも、協議会で時間をとって分析した方がいいと思うのです。教えてほしいのは、学校別、地域単位でテレビ視聴時間や携帯の使用時間は、かなり開きがあるのか、また、全国的に大体同じような傾向なのか教えてほしいのです。2つ目は、こういうテレビの視聴、携帯等の使用時間等、学力テストの結果の相関関係がどうなっているのか。その辺をまだ分析していなければ、協議会の場できちんとしたデータ等分析の結果を出していただいて議論して、何らかの取り組みをしていく必要があると感じました。

2つ目は、いじめアンケートで、いろんな成果が出ていると思うのですが、これも、詳細なデータ等々を協議会に出していただいて、この間のいじめ防止の対策推進法に即して、区及び各学校でも委員会をつくって取り組みをしていると思うのですが、その辺の成果、取り組みなども教えてほしいと思います。ここでは認知件数と解消の件数が、学校単位でどれくらいの差があるのかという状況や、認知件数とか解消件数の高い学校は、大体どういう学校で、どういう取り組みしているのか、また逆に、低い学校の状況があれば、その問題なども教えていただければと思います。

○委員長 教育指導室長。

○教育指導室長 ご質問についてお答えさせていただきます。体力調査、生活運動習慣については、学校ごとのデータがございます。それを元にこの後調べ、ご説明をさせていただきたいと思っています。

とおおむね全てまとめて、区全体の傾向という形

で出させていただいています。それについては、改めてご説明させていただきますが、全て同じという状況ではございません。少し開きが出ております。これも改めてご説明をさせていただきます。

いじめの解消率についても、各学校、いじめの委員会を立ち上げております。いじめの認知、それから、学校全体で対応すると取り組みは進んでいるところでございます。ただ、内容によっては解消に至らないというところですので、これも学校ごとのまとめがございますので、それをもとに、方向性をご提示させていただきます。

以上です。

○委員長 小川清美委員。

○小川清美委員 私からは、報告の中の梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定についてです。梅島駅と西新井間の高架下に保育所が開設されることは決定されたようなのですが、一番してほしくないところにつくられる。認可した後では仕方がないのですが、子どもたちが1日中いるところですから、騒音対策や環境をどう考えここにオーケーを出されたのか少し聞きたいと思います。場所さえあればどこでもいいというふうになっていきますので、そういうことは足立区はやってほしくないというのが、私の教育委員としての切なる願いであるのです。これからは対策やどういう環境を設定していく予定なのか、今後の指導について教えてください。

○委員長 子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 今の委員ご指摘のように、特に、騒音や振動の心配は私どももしてまいりました。一度小田急線の高架下で保育所をしているところがございます。視察しましたところ、特に気にならないぐらい振動や騒音がないという体験をしてまいりました。そちらは、対策をきちんとすれば対処できると考えておりますので、それは、東武鉄道に、振動、騒音が起きないように、

これから要請してまいりたいと思います。

そして、また、場所的にはすぐ前が公園に面しており、園庭等の確保もできるようになっております。接道についても、公園の一部を使うことによりまして、避難等についてもきちんとできるような体制も実施しているところでございます。

今後、東武鉄道、それから、事業者含めまして協議する中で、適切な保育運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○小川清美委員 今後指導するということですので、楽しみにしております。

○子ども・子育て支援課長 よろしく申し上げます。

○委員長 そのほかにごございますか。

教育長。

○教育長 先ほどの小川委員からお話があった、体力調査や生活運動習慣は、私に報告があったのは最近のことですので、これから学校ごとの分析をして、先ほど委員からのご提案というか、ご意見のあった委員協議会などで詳しく内容をチェックし、必要な対策をとる必要があれば、どういう対策か可能なのか、この辺もぜひ協議をしていただきたいと思います。この中で少し私も気がついたのが、生活習慣で、小学校の3年、4年の睡眠時間とテレビの1日の視聴率を見ると、その前後と比べ、この2つの学年がくっと上がっているのです。これも何か理由があるのかと考えますので、こういった分析も含めて、委員協議会の中で議論をしていきたいと思っております。

それから、小川清美委員のご指摘のあった高架下ですが、これも私自身、現場を見て、場所が場所ですので、騒音等いろいろ心配がありますのでチェックをいたしました。なかなかこの地域は待機児が多く、その一方で場所が確保できないという課題の中で、ある程度やむを得ない選択という

部分もありますが、十分にその騒音対策をするということと、先ほど担当課長から説明があったとおり、かなり広い公園に面している状態ですので、そこをフルに活用した保育も一方では期待できることもあります。いずれにしても、子どもたちの環境の確保を留意しながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 桑原委員。

○桑原委員 私も2点ほどお聞きしたいことがあります。一つが意見ですが、お聞きしたいことは、今、教育長のおっしゃっていた運動能力と生活習慣のところで、レーダーチャートが載っていました。これを拝見すると、小学校は、五、六年あたりから、東京都の点線の中に入っていくような感じするというのと、中学校を拝見すると、ほとんど東京都の平均の中あり、委員協議会で対策等を話し合うということになりよかったと思います。あと気になったのは、東京都の平均というか、そこを目指しているということですのでよろしいですね。

もう一つ意見ですが、いじめアンケートの56ページです。2番の内訳の表があるのですが、この中の2番の8番、パソコンや携帯電話でいやなことを書かれる・されるというところが、数字的に大きくなっているという捉え方をしまして、この対策で、以前、PTA小学校連合会で、「このころの東京革命」でファミリールールをPTAとしてやったということがあり、インターネット、スマートフォン、特に、ファミリールールの内容は変わったと聞きましたので、私個人の意見ですが、改めて小学校PTA連合会と中学校PTA連合会に、保護者向けにこういったことを学習していこうという意見を申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 教育指導室長。

○教育指導室長 ご質問の体力・運動能力についてですが、委員お話のように、区として毎年体力が上がっていますが、やみくもにそれを上げるというよりも、やはり目標があったほうが良いということですので、やはり、ここにあるように、ある程度東京都が平均的なところを捉えながら、そこに向かって体力も上げていくという形で進めているところでございます。

以上です。

○委員長 小川清美委員。

○小川清美委員 こういうときにいつも聞くのですが、足立区立中央図書館の業務委託で、シダックスに決められたということで、最初の書類審査で、経営の安定性はA社が60点で満点とっているのです。シダックスは42点、第2位なわけです。結局、合計が第1次審査のところでは311点とっているのはA社だったのですが、実際に、ここで具体的な説明を伺ったところでは、シダックスのほうが717点という高得点になって決まったのですが、第1次審査の配点と合計するというやり方ではないのかなというのが1つ。あとは、A社でなくシダックスに絶対ここが良いと決められた特徴というか、ポイントを教えてください。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 今のご質問でございますが、まず、66ページの資料の1の表で、経営の安定性の部分でございますが、こちらにつきましては、確かにおっしゃるとおりA社が上回っております。ここについては、税理士の方に委託し財務諸表を確認していただいた上で評価をしていただいているということでございます。A社は満点で、B社はB評価で評価が下がるのですが、基本的には、評価Bの段階でも一応標準と伺っております。この点に関しては、確かにAとBの開きはあるのですが、シダックスでも問題ないと委員の中では判断をいただいております。

それから、1次審査と、2次審査の点数の逆転という部分は、正直申しますと、委員の中の評価の点では、67ページになりますが、一言で申しますと、シダックスは熱意が感じられました。A社につきましては、少しその辺の配慮が足りなかったというか、訴えるところが欠けていたところを評価いただいたということになります。

あと一つ一つの提案が、シダックスの場合はきめ細かかったということや、A社の場合については、例えば危機管理対策という項目も見てくださいとよくわかると思うのですが、ここについて、総論的なことは確かにおっしゃっていただいて、提案をいただいているところですが、具体策が少し足りなかった部分で差がつき、委員さんの点数に表れているというところでございます。

以上です。

○小川清美委員 結局、第1次の点数と第2次の点数を合計してないということですか。第1次を通ったもので第2次でということですね。わかりました。

○委員長 そのほかにもございますか。

(なし)

他にないようですので、報告事項を終了いたします。

そのほかにもございますか。

(なし)

—————◇—————

○委員長 それでは、以上をもちまして、本年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時5分閉会

平成 2 7 年 第 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 2 7 年 1 月 8 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 1 号議案 足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の進達について	1
日程第 2 第 2 号議案 足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の進達について	4
日程第 3 第 3 号議案 足立区子ども・子育て施設整備基金条例の進達について	6
日程第 4 第 4 号議案 足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について	1 0
日程第 5 第 5 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について	2 1
日程第 6 第 6 号議案 足立区保育施設等の利用の調整に関する規則	3 0
日程第 7 第 7 号議案 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について	3 5
日程第 8 第 8 号議案 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について	3 9
日程第 9 第 9 号議案 足立区立図書館条例の一部を改正する条例の進達について	4 2
日程第 1 0 第 1 0 号議案 足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定の進達について	4 5
日程第 1 1 第 1 1 号議案 足立区立東和図書館の指定管理者の指定の進達について	4 6
日程第 1 2 第 1 2 号議案 足立区文化財の登録について	4 9
日程第 1 3 26 受理番号 1 平成 2 8 年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情	

2 報告事項

- ① 平成26年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について 《浮津 教育指導室長》…51
- ② 第2回いじめアンケート集計結果報告について 《浮津 教育指導室長》…55
- ③ 学校事故報告について（平成26年12月分） 《浮津 教育指導室長》…57
- ④ （仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の策定及びパブリックコメントの実施について 《鳥山 子ども家庭課長》…59
- ⑤ 新田地域における認可保育所の公募について 《荻原 子ども・子育て支援課長》…別紙
- ⑥ 千住地域における認可保育所の公募について 《荻原 子ども・子育て支援課長》…61
- ⑦ 梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定について 《荻原 子ども・子育て支援課長》…62
- ⑧ 保育施設の平成27年4月利用申込受付状況について 《荻原 子ども・子育て支援課長》…63
- ⑨ 家庭福祉員（保育ママ）等の新規開業について（第2期） 《橋本 子ども・子育て施設課長》…64
- ⑩ 中央図書館一部業務委託プロポーザルによる事業者の決定について 《飯塚 中央図書館長》…65

3 その他報告資料

- ① 平成27年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について [教育政策課]…75
- ② 平成26年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者及び団体の決定について [教育政策課]…76
- ③ 平成27年度足立区育英資金予約募集の応募状況について [学務課]…77
- ④ 平成26年度「あだち子ども将棋大会」及び第6回「あだち子ども百人一首大会」の開催について [青少年課]…78
- ⑤ 行事实施結果・行事实施予定 [青少年課]…79
- ⑥ 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…81

第 1 号議案

足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務条件及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づく職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 2 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 講演会の講師を行う場合

(2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認めた場合

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により任命される教育長から適用する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	足立区教育委員会教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の進達について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 概要</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を一つの条例として規定した。</p> <p>2 制定理由</p> <p>(1) 教育長の勤務条件</p> <p>今回の法改正により、教育長が一般職から特別職に変更となり、教育長の勤務条件等の根拠規程であった教育公務員特例法第 16 条が削除されたことに伴い規程整備が必要であるため。</p> <p>(2) 教育長の職務専念義務の免除</p> <p>改正法において、新教育長の職務専念義務について規定されているが、新教育長は特別職であるため、一般職とは別途、職務専念義務の免除等の特例を定める必要があるため。</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 教育長の勤務条件について (第 1 条、第 2 条)</p> <p>教育長の勤務時間その他の勤務条件は一般職の職員の例によるとした。</p> <p>(2) 職務専念義務の免除について (第 3 条)</p> <p>職務専念義務が免除される場合を以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none">①講演会の講師を行う場合。②職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合。③教育委員会が認めた場合。 <p>4 施行年月日</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第 4 条第 1 項の規程に基づき教育長が任命される日から施行。</p>
今後の方針	

第 2 号議案

足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を
改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を
改正する条例

足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 23 年
足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 23 条第 1
項」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を
整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例									
所管部課名	学校教育部 教育政策課									
内 容	<p>1 改正理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条項の引用部分を変更する必要があるため。</p> <p>2 改正箇所 本則引用部分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第 2 4 条の 2 第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>※新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</td> <td>○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</td> </tr> <tr> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略</td> <td>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略</td> </tr> <tr> <td>付 則 省略</td> <td>付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 第 24 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 第 23 条第 1 項 の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略	付 則 省略	付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
現行	改正案									
○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	○足立区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例									
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 第 24 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 第 23 条第 1 項 の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行するものとする。 (1) 省略 (2) 省略									
付 則 省略	付 則 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。									
今後の方針	教育委員会制度改革に伴い関係規則整備を行う。									

第3号議案

足立区子ども・子育て施設整備基金条例の進達について
上記の議案を提出する。

平成27年1月8日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区子ども・子育て施設整備基金条例

足立区子ども・子育て施設整備基金条例を次のように定める。

(設置)

第1条 子ども・子育て施設の整備に係る資金に充てるため、足立区子ども・子育て施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき定める子ども・子育て支援事業計画をいう。
- (2) 子ども・子育て施設 事業計画に定める教育及び保育のための施設をいう。

(基金の用途)

第3条 基金の用途は、事業計画に即して実施する次のものとする。

- (1) 足立区による子ども・子育て施設の整備
- (2) 事業者による子ども・子育て施設の整備に対する助成

(積立て等)

第4条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

2 前条に規定する目的のために区になされた寄付金は、基金に組み入れ

ることができる。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を子ども・子育て施設整備資金として処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。

(提案理由)

子ども・子育て施設の整備に充てる資金として基金を設置するため、この条例案を提出いたします。

第 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	足立区子ども・子育て施設整備基金条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 制定理由</p> <p>平成 27 年 4 月に施行する「子ども・子育て支援法」では、教育・保育等の提供体制の確保内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしている。（第 61 条）</p> <p>この計画に基づき教育・保育施設等の整備を確実に実施する必要があるため、新たに基金を設置し、施設整備に必要な財源を確保する。</p> <p>2 基金の内容</p> <p>(1) 名称 足立区子ども・子育て施設整備基金</p> <p>(2) 期間 施行の日から平成 32 年 3 月 31 日まで</p> <p>(3) 用途 子ども・子育て支援事業計画に即して実施する次のもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 足立区による子ども・子育て施設の整備</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 事業者による子ども・子育て施設の整備に対する助成</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 子ども・子育て施設とは、子ども・子育て支援事業計画に定める教育及び保育のための施設をいう。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	平成 27 年第 1 回区議会定例会に、当条例案と同時に、基金に積み立てる金額を盛り込んだ補正予算案を提出し、今年度中に基金に原資を積み立てる予定である。

第 4 号議案

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

足立区立認定こども園条例（平成 23 年足立区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）により設置する幼稚園及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）により設置する保育所を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の規定に基づき、足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）として認定を受け」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の規定に基づく足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営について定め」に改める。

第 3 条を削り、第 2 条第 2 項の表中「足立区立元宿こども園」の項及び「足立区立鹿浜こども園」の項を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（認定こども園の設置）

第 2 条 法第 16 条の規定に基づく認定こども園を設置する。

2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目 16 番 2 号

	第二園舎 足立区千住元町34番3-101号
足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号
	第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4-101号

第4条中「前2条」を「前条」に改め、「及び区立幼稚園」を削り、「次に定めるとおり」を「法第3条第1項及び第2項第2号の規定に基づく」に改め、同条の表中「足立区立元宿こども園」の項、「足立区立鹿浜こども園」の項及び「根拠法」の欄を削る。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第2条に規定する園は法第10条に基づく保育及び教育、前条に規定する園は法第3条第2項第2号及び法第6条に基づく保育及び教育（以下これらを「保育及び教育」という。）

第8条第1号中「長時間保育」を「長時間利用」に改め、同条第2号中「短時間保育」を「短時間利用」に改める。

第10条第1号中「長時間保育」を「長時間利用」に改め、同条第2号中「短時間保育」を「短時間利用」に改める。

第12条の見出し及び各号列記以外の部分中「教育の実施」を「教育の利用」に改め、同条第1号及び第3号中「実施する」を「利用させる」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「教育の実施」を「教育の利用」に改める。

第19条第1項中「短時間保育」を「短時間利用」に、「教育の実施」を「教育の利用」に改め、同条第2項中「預かり保育の実施」を「預かり保育」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

2 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

3 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

（足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

4 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条」を「第2条」に改める。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置根拠が変更となるほか、児童福祉法の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について										
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課										
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置根拠等の変更を行うほか、児童福祉法の改正に伴う変更を行う。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <p>（1）幼保連携型認定こども園に関する改正</p> <p>①設置根拠の変更</p> <p>幼保連携型認定こども園については、従来の①児童福祉法による「保育所」、②学校教育法による「幼稚園」、③認定こども園法による「認定こども園」の3つの認可から認定こども園法による「認定こども園」の単一の認可に改正されたため、設置根拠の変更を行う。また、保育所型認定こども園については、認可の変更はないが、認定こども園法の項番号が改正されたため、併せて変更を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">園名(類型)</th> <th style="width: 45%;">現行</th> <th style="width: 40%;">平成 27 年 4 月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元宿こども園 鹿浜こども園 (幼保連携型 認定こども園)</td> <td>以下の3つの認可等により、幼保連携型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②幼稚園の設置(学校教育法による) ③認定こども園の運営(認定こども園法による)</td> <td>以下の単一認可に変更 ①幼保連携型認定こども園の設置 (認定こども園法による) ※保育所及び幼稚園の設置廃止</td> </tr> <tr> <td>おおやたこども園 (保育所型 認定こども園)</td> <td>以下の2つの認可等により、保育所型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②認定こども園の運営 (認定こども園法第3条第1項第2号による)</td> <td>2つの認可は変更なし (認定こども園法第3条第1項及び第2項第2号による。※項番号のみ変更)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育・教育に関する国の指針及び要領の変更</p> <p>幼保連携型認定こども園については、保育内容に関する指針及び要領が従来の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」から「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に改正されたことに伴い、保育内容の規定の変更を行う。また、幼保連携型認定こども園以外（おおやたこども園）についても、新たに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること」とされたため、併せて変更を行う。</p>		園名(類型)	現行	平成 27 年 4 月以降	元宿こども園 鹿浜こども園 (幼保連携型 認定こども園)	以下の3つの認可等により、幼保連携型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②幼稚園の設置(学校教育法による) ③認定こども園の運営(認定こども園法による)	以下の単一認可に変更 ①幼保連携型認定こども園の設置 (認定こども園法による) ※保育所及び幼稚園の設置廃止	おおやたこども園 (保育所型 認定こども園)	以下の2つの認可等により、保育所型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②認定こども園の運営 (認定こども園法第3条 第1項第2号 による)	2つの認可は変更なし (認定こども園法第3条 第1項及び第2項第2号 による。※項番号のみ変更)
園名(類型)	現行	平成 27 年 4 月以降									
元宿こども園 鹿浜こども園 (幼保連携型 認定こども園)	以下の3つの認可等により、幼保連携型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②幼稚園の設置(学校教育法による) ③認定こども園の運営(認定こども園法による)	以下の単一認可に変更 ①幼保連携型認定こども園の設置 (認定こども園法による) ※保育所及び幼稚園の設置廃止									
おおやたこども園 (保育所型 認定こども園)	以下の2つの認可等により、保育所型認定こども園を設置 ①保育所の設置(児童福祉法による) ②認定こども園の運営 (認定こども園法第3条 第1項第2号 による)	2つの認可は変更なし (認定こども園法第3条 第1項及び第2項第2号 による。※項番号のみ変更)									

園名	現行
元宿こども園 鹿浜こども園	以下の指針及び要領により、保育・教育の実施 ①保育所保育指針 ②幼稚園教育要領
おおやたこども園	以下の指針及び要領により、保育・教育の実施 ①保育所保育指針 ②幼稚園教育要領

平成 27 年 4 月以降
以下の要領により、保育・教育を実施 ① 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (認定こども園法第 10 条)
以下の指針及び要領により、保育・教育を実施 ①保育所保育指針 ②幼稚園教育要領 ※ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえること (認定こども園法第 3 条及び第 6 条)

(2) 児童福祉法改正に伴う変更

児童福祉法の改正により「保育の実施」という文言が「保育の利用」に変更されたことに伴い、『実施』を『利用』に変更する。

(3) 幼保連携型認定こども園の設置根拠変更に伴う他条例の変更

幼保連携型認定こども園の設置根拠変更に伴い、変更の必要が生じた以下の条例については、本条例の付則により改正する。

- ①足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ②足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例
- ③足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

3 施行日

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。

今後の方針

施行年月日 子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日予定）

現行	改正案								
<p>足立区立認定こども園条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）により設置する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）により設置する保育所を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づき、足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）として認定を受け、</u>小学校就学前の幼児に対して一貫した保育及び教育を実施することを目的とする。</p>	<p>足立区立認定こども園条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づく足立区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び運営について定め、</u>小学校就学前の幼児に対して一貫した保育及び教育を実施することを目的とする。</p> <p>(認定こども園の設置)</p> <p>第2条 <u>法第16条の規定に基づく認定こども園を設置する。</u></p> <p>2 <u>前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1013 2047 1469"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">足立区立元宿こども園</td> <td>第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号</td> </tr> <tr> <td>第二園舎 足立区千住元町34番3-101号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">足立区立鹿浜こども園</td> <td>第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号</td> </tr> <tr> <td>第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4-101号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号	第二園舎 足立区千住元町34番3-101号	足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号	第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4-101号
名称	位置								
足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号								
	第二園舎 足立区千住元町34番3-101号								
足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号								
	第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4-101号								

(保育所の設置)

第2条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、足立区立保育所を設置する。

2 区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立元宿こども園	足立区千住元町34番3-101号
足立区立鹿浜こども園	足立区鹿浜五丁目24番4-101号
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号

(幼稚園の設置)

第3条 認定こども園を構成する幼稚園として、学校教育法第2条の規定に基づき、足立区立幼稚園を設置する。

2 区立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立元宿こども園	足立区千住桜木一丁目16番2号
足立区立鹿浜こども園	足立区鹿浜五丁目25番11号

(認定こども園の運営)

第4条 前2条の規定により設置する区立保育所及び区立幼稚園を、次に定めるとおり認定こども園として運営する。

名称	位置	根拠法
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	法第3条第1項第2号

(保育所の設置)

第3条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、足立区立保育所を設置する。

2 区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号

削除

(認定こども園の運営)

第4条 前条の規定により設置する区立保育所を、法第3条第1項及び第2項第2号の規定に基づく認定こども園として運営する。

名称	位置
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号

<u>足立区立元宿 こども園</u>	<u>第一園舎</u> <u>足立区千住桜木</u> <u>一丁目16番2</u> <u>号</u>	<u>法第3条第2項</u>
	<u>第二園舎</u> <u>足立区千住元町</u> <u>34番3-10</u> <u>1号</u>	
<u>足立区立鹿浜 こども園</u>	<u>第一園舎</u> <u>足立区鹿浜五丁</u> <u>目25番11号</u>	
	<u>第二園舎</u> <u>足立区鹿浜五丁</u> <u>目24番4-1</u> <u>01号</u>	

(事業及び利用者)

第5条 認定こども園は、次に掲げる事業を実施する。

(1) 保育所保育指針に基づく保育及び幼稚園教育要領
に基づく教育 (以下「保育及び教育」という。)

(2) 以下 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

(保育及び教育の時間)

第8条 認定こども園における保育及び教育の時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条で定める休園日を除く、月曜日から土曜日ま

(事業及び利用者)

第5条 認定こども園は、次に掲げる事業を実施する。

(1) 第2条に規定する園は法第10条に基づく保育及
び教育、前条に規定する園は法第3条第2項第2
号及び法第6条に基づく保育及び教育 (以下「保
育及び教育」という。)

(2) 以下 (略)

第6条 ～ 第7条 (略)

(保育及び教育の時間)

第8条 認定こども園における保育及び教育の時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条で定める休園日を除く、月曜日から土曜日ま

での午前7時30分から午後6時30分までの範囲内の時間（以下「長時間保育」という。）

- (2) 前条で定める休園日及び教育委員会規則で定める休業日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後2時までの範囲内の時間（以下「短時間保育」という。）

第9条 （略）

（入園資格）

第10条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 長時間保育を利用する幼児は、1歳（当該年度中に1歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定に基づく認定（次号において「認定」という。）に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。
- (2) 短時間保育を利用する幼児は、4歳（当該年度中に4歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児（前号に掲げる者を除く。）で、認定を受けたもので、かつ、区の区域内に住所を有するものとする。

第11条 （略）

（保育及び教育の実施の不承認）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、保育及び教育の実施を承認しないことができる。

での午前7時30分から午後6時30分までの範囲内の時間（以下「長時間利用」という。）

- (2) 前条で定める休園日及び教育委員会規則で定める休業日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後2時までの範囲内の時間（以下「短時間利用」という。）

第9条 （略）

（入園資格）

第10条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 長時間利用を利用する幼児は、1歳（当該年度中に1歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定に基づく認定（次号において「認定」という。）に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。
- (2) 短時間利用を利用する幼児は、4歳（当該年度中に4歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児（前号に掲げる者を除く。）で、認定を受けたもので、かつ、区の区域内に住所を有するものとする。

第11条 （略）

（保育及び教育の利用の不承認）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、保育及び教育の利用を承認しないことができる。

- (1) 設備その他の事情により保育及び教育を**実施する**余裕がないとき。
- (2) 疾病その他の事由により、他の幼児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他保育及び教育を実施することが不相当であると認めたととき。

(保育及び教育の**実施**の承認の取消し)

第13条 教育委員会は、入園中の幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育及び教育の**実施**の承認を取り消すことができる。

- (1) 以下(略)

第14条 ～ 第18条(略)

(預かり保育)

第19条 第5条第3号に定める預かり保育は、短時間**保育**を利用している幼児の保護者が、当該保育及び教育の**実施**の時間のほかに保育及び教育を希望する場合に、当該幼児について行うものとする。

- 2 預かり保育は、日を単位として行うものとし、預かり保育の**実施**を行う日、時間及び利用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 以下(略)

第20条以下 (略)

- (1) 設備その他の事情により保育及び教育を**利用させる**余裕がないとき。
- (2) 疾病その他の事由により、他の幼児に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他保育及び教育を**利用させる**ことが不相当であると認めたととき。

(保育及び教育の**利用**の承認の取消し)

第13条 教育委員会は、入園中の幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育及び教育の**利用**の承認を取り消すことができる。

- (1) 以下(略)

第14条 ～ 第18条(略)

(預かり保育)

第19条 第5条第3号に定める預かり保育は、短時間**利用**を利用している幼児の保護者が、当該保育及び教育の**利用**の時間のほかに保育及び教育を希望する場合に、当該幼児について行うものとする。

- 2 預かり保育は、日を単位として行うものとし、預かり保育を行う日、時間及び利用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 以下(略)

第20条以下 (略)

付 則(平成27年●月●日条例第●号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第4条に規定する認定こども園）」を「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第2条に規定する認定こども園）」に改める。

(足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

3 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第4条に規定する認定こども園）」を「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第2条に規定する認定こども園）」に改める。

(足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

4 足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第4条に規定する認定こども園）」を「足立区立認定こども園（足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第2条に規定する認定こども園）」に改める。

第 5 号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の実施等に関する条例(平成 23 年足立区条例第 4
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区における保育の利用等に関する条例

本則(第 15 条を除く。)中「保育の実施」を「保育の利用」に改め
る。

第 1 条中「保育所において」を「保育所における」に、「を行うとと
もにその他適切な保育により」を「その他適切な保育による」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「、当該各号」を「、それぞれ当該各号」
に改め、同条第 2 号、第 3 号及び第 5 号中「保育を行う」を「保育を受
ける」に改める。

第 6 条第 1 号及び第 3 号中「保育を実施する」を「保育を利用させる」
に改める。

第 10 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え
る。

2 認可外保育施設の利用承認にあたっては、法第 24 条第 3 項の規定
を準用し、同項の規定による利用の調整を行う。

第 27 条見出し中「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改
め、同条中「選定審査」の次に「及び指定管理者が行う管理の業務の評
価」を加え、「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改める。

別表第1中「同 東谷中保育園」の項及び「同 東栗原保育園」の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第27条及び別表第1の改定規定並びに付則第3項の規定（第2条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める改定規定を除く。）は、平成27年4月1日から施行する。

(足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

- 2 足立区社会福祉法人の助成に関する条例（平成5年足立区条例第17号）の一部を改正する。

第2条第3項中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

(足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正)

- 3 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例（平成23年足立区条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改める。

第1条中「の選定審査」を「の選定等審査」に、「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改める。

第2条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第3条第1号中「指定管理者」の次に「（以下「指定管理者」という。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。

第3条に次の1号を加える。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

(足立区学校法人の助成に関する条例の一部改正)

4 足立区学校法人の助成に関する条例(平成26年足立区条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

(提案理由)

児童福祉法の改正等に伴い規定を整備するとともに、指定管理者が行う業務の評価を審査会にて行うこととするほか、区立保育所を民営化する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>児童福祉法の改正に伴う条例名及び本文の変更を行うとともに、指定管理者が行う業務の評価を足立区子ども施設指定管理者等選定審査会にて行うこととするほか、保育所の民営化に伴う変更を行う。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <p>（1）児童福祉法改正に伴う変更</p> <p>児童福祉法の改正により「保育の実施」という文言が「保育の利用」に文言が変更されたことに伴い、条例名および本文中の文言について、『実施』を『利用』に変更する。</p> <p>【例】（旧条例名）足立区における<u>保育の実施等</u>に関する条例 （新条例名）足立区における<u>保育の利用等</u>に関する条例</p> <p>（2）足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の所掌事項の変更</p> <p>指定管理者による公の施設の管理運営について、第三者機関による評価を行い、保育の質を確保するため、「指定管理者が行う管理の業務に係る評価」を審査会の所掌事項に加える。</p> <p>（3）保育所の民営化に伴う変更</p> <p>保育所の民営化に伴い、別表の東谷中保育園と東栗原保育園の項を削除する。</p> <p>（4）本条例名変更等に伴う他条例の変更</p> <p>本条例名の変更等に伴い、変更の必要が生じた以下の条例については、本条例の付則により改正する。</p> <p>①足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例（改正内容の詳細は、別紙のとおり。） ②足立区社会福祉法人の助成に関する条例 ③足立区学校法人の助成に関する条例</p> <p>3 施行日</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日から施行する。</p> <p>ただし、民営化に伴う別表の東谷中保育園と東栗原保育園の項の削除及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の所掌事項の変更に関連する改正は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	施行年月日 子ども・子育て支援法の施行の日（平成 2 7 年 4 月 1 日予定）

足立区における保育の実施等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○足立区における保育の<u>実施</u>等に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に基づく保育が必要な児童等に対し、保育所において保育の<u>実施を行うとともに</u>その他適切な保育<u>により</u>保護を行うことを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 法第7条第1項に規定する保育所をいい、法第35条第3項及び第4項で設置するものをいう。</p> <p>(2) 保育の<u>実施</u> 保育所における法第24条第1項に基づく保育を<u>行う</u>ことをいう。</p> <p>(3) その他の保育の<u>実施</u> 前号以外の保育を<u>行う</u>ことをいう。</p> <p>(4) 区立保育所等 足立区が設置する保育所及び法第39条第1項の保育による保護を目的とするものであって、法第35条第3項によらず設置する施設（以下「認可外保育施設」という。）をいう。</p> <p>(5) 保育の<u>実施</u>等 第2号及び第3号による保育を<u>行う</u>ことをいう。</p> <p>(6) 保育料 保育の<u>実施</u>等により利用者が支払うべき額をいう。</p> <p>第2章 保育の<u>実施</u> (足立区立保育所の設置) 第3条 保育の<u>実施</u>のために法第35条第3項により足立区が設置する保育所は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>○足立区における保育の<u>利用</u>等に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に基づく保育が必要な児童等に対し、保育所において保育の<u>利用</u>その他適切な保育<u>による</u>保護を行うことを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 法第7条第1項に規定する保育所をいい、法第35条第3項及び第4項で設置するものをいう。</p> <p>(2) 保育の<u>利用</u> 保育所における法第24条第1項に基づく保育を<u>受ける</u>ことをいう。</p> <p>(3) その他の保育の<u>利用</u> 前号以外の保育を<u>受ける</u>ことをいう。</p> <p>(4) 区立保育所等 足立区が設置する保育所及び法第39条第1項の保育による保護を目的とするものであって、法第35条第3項によらず設置する施設（以下「認可外保育施設」という。）をいう。</p> <p>(5) 保育の<u>利用</u>等 第2号及び第3号による保育を<u>受ける</u>ことをいう。</p> <p>(6) 保育料 保育の<u>利用</u>等により利用者が支払うべき額をいう。</p> <p>第2章 保育の<u>利用</u> (足立区立保育所の設置) 第3条 保育の<u>利用</u>のために法第35条第3項により足立区が設置する保育所は、別表第1のとおりとする。</p>

第4条・第5条 (略)

(保育の実施の不承諾)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は、保育の実施を承諾しないことができる。

- (1) 設備その他の事情により保育を実施する余裕がないとき。
- (2) 疾病その他の事由により、他の保育児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) その他保育を実施することが不相当であると認めたとき。

(保育の実施の承諾の取消し)

第7条 区長は、入所中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の実施の承諾を取り消すことができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって保育の実績がないとき。
- (3) 入所の申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

第3章 その他の保育の実施

(その他の保育の実施)

第8条 区長は、その他の保育の実施として、認可外保育施設における保育及び延長保育等（以下「特別保育」という。）を行うものとする。

(認可外保育施設の設置)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づき認可外保育施設を別表第2のとおり設置する。

(認可外保育施設の利用承認及び保育)

第10条 認可外保育施設を利用できる児童は、第4条の規定に当たる児童とする。

第4条・第5条 (略)

(保育の利用の不承諾)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は、保育の利用を承諾しないことができる。

- (1) 設備その他の事情により保育を利用させる余裕がないとき。
- (2) 疾病その他の事由により、他の保育児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- 3) その他保育を利用させることが不相当であると認めたとき。

(保育の利用の承諾の取消し)

第7条 区長は、入所中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって保育の実績がないとき。
- (3) 入所の申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

第3章 その他の保育の利用

(その他の保育の利用)

第8条 区長は、その他の保育の利用として、認可外保育施設における保育及び延長保育等（以下「特別保育」という。）を行うものとする。

(認可外保育施設の設置)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づき認可外保育施設を別表第2のとおり設置する。

(認可外保育施設の利用承認及び保育)

第10条 認可外保育施設を利用できる児童は、第4条の規定に当たる児童とする。

2 認可外保育施設の利用承認に当たっては、法第24条第3項の規定を

2 第6条及び第7条の規定は、認可外保育施設を利用している児童又は利用しようとしている児童に準用する。この場合にあつては、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

第11条 ～ 第26条 (略)

(足立区子ども施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例(平成23年足立区条例第32号)第1条に規定する足立区子ども施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

第28条 ～ 第34条 (略)

準用し、同項の規定による利用の調整を行う。

3 第6条及び第7条の規定は、認可外保育施設を利用している児童又は利用しようとしている児童に準用する。この場合にあつては、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

第11条 ～ 第26条 (略)

(足立区子ども施設指定管理者選定等審査会への諮問)

第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価に際しては、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例(平成23年足立区条例第32号)第1条に規定する足立区子ども施設指定管理者選定等審査会に諮問するものとする。

第28条 ～ 第34条 (略)

付 則 (平成27年●月●日条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第27条及び別表第1の改定規定並びに付則第3項の規定(第2条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める改定規定を除く。)は、平成27年4月1日から施行する。

(足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正)

2 足立区社会福祉法人の助成に関する条例(平成5年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

(足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正)

3 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例（平成23年足立区条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改める。

第1条中「の選定審査」を「の選定等審査」に、「指定管理者等選定」を「指定管理者選定等」に改める。

第2条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第3条第1号中「指定管理者」の次に「(以下「指定管理者」という。)」を加え、同条中第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。

第3条に次の1号を加える。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

(足立区学校法人の助成に関する条例の一部改正)

4 足立区学校法人の助成に関する条例（平成26年足立区条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号
中略	中略
同 東谷中保育園	足立区谷中一丁目32番9号
中略	中略
同 東栗原保育園	足立区一ツ家二丁目15番14-101号
中略	中略

別表第1（第3条関係）

名称	位置
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号
中略	中略
削除	削除
中略	中略
削除	削除
削除	中略

【参考】 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例 平成23年7月8日条例第32号</p> <p>第1条 足立区における子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 （子ども施設の範囲）</p> <p>第2条 この条例において「子ども施設」とは、足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）別表第1に定める保育所及び別表第2に定める認可外保育施設をいう。 （所掌事項）</p> <p>第3条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により子ども施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に関すること。 （2） 子ども施設を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。</p> <p>第4条から第8条まで 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>○足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例 平成23年7月8日条例第32号</p> <p>第1条 足立区における子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定等審査を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 （子ども施設の範囲）</p> <p>第2条 この条例において「子ども施設」とは、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）別表第1に定める保育所及び別表第2に定める認可外保育施設をいう。 （所掌事項）</p> <p>第3条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により子ども施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定に関すること。 （2） <u>指定管理者の指定管理期間中における管理の業務に係る評価に関すること。</u> （3） 子ども施設を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。 （4） <u>前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。</u></p> <p>第4条から第8条まで 改正前のおり</p> <p>付則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。</p>

第 6 号議案

足立区保育施設等の利用の調整に関する規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区保育施設等の利用の調整に関する規則

足立区保育施設等の利用の調整に関する規則を次のように定める。

足立区保育施設等の利用の調整に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 24 条第 3 項の規定に基づく利用の調整(以下「利用調整」という。)及び要請(以下「利用要請」という。)に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第 7 条第 1 項に規定する保育所をいい、法第 35 条第 3 項及び第 4 項で設置するものをいう。
- (2) 認可外保育施設 法第 39 条第 1 項に規定する保育を目的とするものであって、法第 35 条第 3 項によらず足立区が設置する施設をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 3 項に規定する認定を受けた者が利用するものをいう。

- (4) 保育施設 第1号から前号までに規定する施設をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 保育事業 第5号から前号までに規定する事業をいう。
- (10) 保育施設等 保育施設及び保育事業をいう。

(利用調整の対象)

第3条 利用調整は、保育施設等を対象とする。

(利用資格者)

第4条 保育施設等を利用する資格を有する児童は、その保護者が子ども・子育て支援法第20条第3項の規定に基づく認定を受けたものでなければならない。

(利用の申込み)

第5条 保育施設等の利用を希望する保護者は、保育施設等の利用申込書を足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(利用調整)

第6条 教育委員会は、保育施設等の利用を希望する児童が第4条に定める利用資格を有することを確認し、別に定める基準に基づく利用調整を行う。

(利用調整の結果の決定)

第7条 教育委員会は、利用調整の結果を決定し、保育施設等の利用要請を行うものとしたときは、保護者に対し利用調整結果通知により通

知するとともに、保育施設等の長に対し利用要請を行う。

(利用調整の結果の決定の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、前条の決定を取り消すことができる。

- (1) 申込みの内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 保護者から申込みの辞退の申出があったとき。
- (3) その他保育施設等を利用させることが不適當であると教育委員会が認めたとき。

(利用要請を行わない場合の利用調整の結果の通知)

第9条 教育委員会は、第7条の決定において、次の各号のいずれかに該当することにより、保育施設等の利用要請を行わないものとしたときは、保護者に対し利用調整結果通知により通知する。

- (1) 第4条に規定する利用資格に該当しないとき。
- (2) 希望者が利用予定者数を超えるため希望する保育施設等を利用できないとき。
- (3) その他保育施設等を利用させることが不適當であると教育委員会が認めたとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、子ども・子育て支援法の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の保育施設等の利用に係る申込み及びこれに対する結果の通知その他の手続については、施行日前にこれを行うことができる。

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、保育施設等の利用調整に関する事項について整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	足立区保育施設等の利用の調整に関する規則															
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課															
内 容	<p>1 制定の理由</p> <p>保護者の労働や疾病等で保育を必要とする子どもの保育施設等の利用申込について、これまで区が選考の対象としていた保育施設等は認可保育所（区が設置する認可外保育施設を含む。）及び区立認定こども園（長時間利用）のみであった。</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、平成 27 年 4 月以降の利用申込について、私立認定こども園（長時間利用）及び地域型保育事業が追加され、これら施設及び事業も含めて区が利用調整することとなった。</p> <p>この『利用調整』を区が行うにあたっての基準について、規則で定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">【区による利用調整の実施有無】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">施設・事業</th> <th style="padding: 5px;">現行</th> <th style="padding: 5px;">平成 27 年 4 月利用以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">認可保育所（※1）</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">区立認定こども園 （長時間利用）</td> <td style="padding: 5px;">○</td> <td style="padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">私立認定こども園 （長時間利用）</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地域型保育事業（※2）</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 認可保育所は、区が設置する認可外保育施設を含む。 ※2 地域型保育事業とは、家庭的保育事業（保育ママ）・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業をいう。</p> <p>2 主な規定内容</p> <p>平成 27 年 4 月利用以降の申込や利用調整に関する事項を定めるものである。</p> <p>（1）利用調整の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所（区が設置する認可外保育施設を含む。） ・認定こども園（長時間利用） ・地域型保育事業 <p>（2）利用資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者が子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定を受けた者 <p>（3）申込及び利用調整の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保護者が区に利用申込書を提出する。 ②区が児童福祉法の規定に基づく利用調整を行う。 ③利用調整の結果を保護者及び対象施設等の長に通知する。 <p>3 施行日</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。</p>	施設・事業	現行	平成 27 年 4 月利用以降	認可保育所（※1）	○	○	区立認定こども園 （長時間利用）	○	○	私立認定こども園 （長時間利用）	×	○	地域型保育事業（※2）	×	○
施設・事業	現行	平成 27 年 4 月利用以降														
認可保育所（※1）	○	○														
区立認定こども園 （長時間利用）	○	○														
私立認定こども園 （長時間利用）	×	○														
地域型保育事業（※2）	×	○														
今後の方針	平成 27 年 2 月上旬の利用調整結果通知の発送に向けて準備を進める。また、本規則の改正に伴い、改正が必要となる他の関連条例・規則等の改正を行う。															

第 7 号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 24 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（指定管理者評価委員会）

第 22 条 指定管理者の適正かつ効率的な管理運営を促進するため、教育委員会の附属機関として足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 10 人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（評価委員会の所掌事務）

第 23 条 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

2 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び教育委員会に意見を述べることができる。

3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の

者に対し、評価委員会への会議に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円
-----------------------	-----------

（提案理由）

生涯学習関連施設指定管理者評価委員会について、条例で設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 1 月 8 日

件 名	足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例の進達について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例について、下記のとおり区長あて進達する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 条例案名 足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例2 改正理由 これまで要綱で設置していた生涯学習関連施設指定管理者評価委員会について、条例で設置するため。3 改正内容 指定管理者評価委員会の設置について、新旧対照表のとおり改める。
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後		
<p>第1条から第21条 変更なし</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>第1条から第21条 変更なし (指定管理者評価委員会)</p> <p>第22条 指定管理者の適正かつ効率的な管理運営を促進するため、教育委員会の附属機関として足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (評価委員会の所掌事務)</p> <p>第23条 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。</p> <p>2 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、評価委員会への会議に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。 (委任)</p> <p>第24条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 付 則 (平成27年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表教育委員会の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1173 1378 2069 1425"> <tr> <td>足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> </table>	足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円
足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円		

第 8 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 12 年足立区条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 23 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理者評価委員会への諮問）

第 22 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）第 22 条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

当該施設の指定管理者評価について諮問する生涯学習関連施設指定管理者評価委員会が、足立区地域学習センター条例で設置されるため、この条例案を提出いたします。

第 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の進達について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、下記のとおり区長あて進達する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例名 足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由 当該施設の指定管理者評価について諮問する生涯学習関連施設指定管理者評価委員会が、足立区地域学習センター条例で設置されるため。</p> <p>3 改正内容 指定管理者評価委員会への諮問について、新旧対照表のとおり改める。</p>
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第21条 変更なし</p> <p>(委任)</p> <p>第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>第1条から第21条 変更なし</p> <p><u>(指定管理者評価委員会への諮問)</u></p> <p>第22条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p><u>付 則（平成27年 月 日条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

第 9 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例の進達について
上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 44 年足立区条例第 10 号）の一部を次の
ように改正する。

第 12 条を第 13 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理者評価委員会への諮問）

第 12 条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立
区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）第 22 条
に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問する
ことができる。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

当該施設の指定管理者評価について諮問する生涯学習関連施設指定管
理者評価委員会が、足立区地域学習センター条例で設置されるため、こ
の条例案を提出いたします。

第 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	足立区立図書館条例の一部を改正する条例の進達について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部中央図書館
内 容	<p style="text-align: center;">足立区立図書館条例の一部を改正する条例について、下記のとおり区長あて進達する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例名 足立区立図書館条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由 当該施設の指定管理者評価について諮問する生涯学習関連施設指定管理者評価委員会が、足立区地域学習センター条例で設置されるため。</p> <p>3 改正内容 指定管理者評価委員会への諮問について、新旧対照表のとおり改める。</p>
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 27 年 4 月 1 日

足立区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第11条 変更なし</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条から第11条 変更なし</p> <p><u>(指定管理者評価委員会への諮問)</u></p> <p>第12条 指定管理者の管理運営について適切な評価を行うため、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第22条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則（平成27年 月 日条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

第 10 号議案

足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定の進達について
上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定について
足立区東和地域学習センターの指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区東和地域学習センター
- 2 指定管理者 住 所 東京都足立区足立四丁目 28 番 10 号
名 称 ヤオキン・A S C C 共同事業体
代表団体 ヤオキン商事株式会社
代表取締役 伊藤 治光
- 3 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

足立区東和地域学習センターの指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出
いたします。

第 1 1 号議案

足立区立東和図書館の指定管理者の指定の進達について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立東和図書館の指定管理者の指定について
足立区立東和図書館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区立東和図書館
- 2 指定管理者 住 所 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号
名 称 ヤオキン・A S C C 共同事業体
代表団体 ヤオキン商事株式会社
代表取締役 伊藤 治光
- 3 指定の期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区立東和図書館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 1 0 ・ 1 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区東和地域学習センターの指定管理者の指定の進達について 足立区立東和図書館の指定管理者の指定の進達について
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課・中央図書館
内 容	<p>1 提案理由 再募集を行った、東和地域学習センター、東和図書館の指定管理者の指定について、生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の結果に基づき、平成 2 7 年第 1 回区議会定例会において議決を得る必要があるため。</p> <p>2 指定管理者選定の内容</p> <p>(1) 対象施設 東和地域学習センター・東和図書館</p> <p>(2) 指定管理者選定審査会 第一次審査（書類審査） 平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日（火） 第二次審査（プレゼンテーション） 平成 2 6 年 1 2 月 3 日（水）</p> <p>(3) 選定事業者</p> <p>①応募事業者数 2 事業者</p> <p>②選定事業者名 ヤオキン・A S C C 共同事業体 代表団体 ヤオキン商事株式会社 足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号</p> <p>③審査項目及び得点一覧 別紙 1 のとおり</p> <p>(4) 指定期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで</p>
今後の方針	平成 2 7 年第 1 回区議会定例会に提案する。

審査項目及び審査結果

施設名				東和地域学習センター 東和図書館			
事業者名				ヤオキン・ASCC 共同事業体		B社	
	選考要素	着眼点	配点	得点		得点	
第一次審査 (書類審査)	組織の安定性	経営の安定性	企業の過去3年間の決算書類により、安全性、収益性、経営効率などの点から税理士による財務分析を行い、企業の経営状態が良好であるか。	60	24		24
		施設運営の実績	足立区及び他自治体における指定管理者としての生涯学習関連施設運営の実績が豊富か。また指定管理業務に対する当該自治体の評価結果が良好であるか。	60	42		0
		コンプライアンス体制	会社としてコンプライアンスに取り組む基本方針を持ち、体制が整備されているか。	30	26		19
	運営の安定性	人材・社員教育に関する事項	①区が求める施設運営のための組織、人員配置となっているか。②スタッフの採用基準について雇用への配慮がされているか。③研修など社員教育体制が適切か。	60	48		39
		施設・設備の維持管理	常に施設を安全・快適に利用者に提供するための施設・設備維持管理方針を有しているか。	60	45		33
	提案書に関する事項	生涯学習施設・図書館運営に対する新たな工夫・提案	生涯学習施設、スポーツ施設、図書館運営に対し、高い理念と強い熱意をもっており、地域学習センター・図書館における事業、また施設管理、区民サービスの向上などの面で、今後の5年間で取り組みむ新たな提案があるか。	60	42		24
		自主事業の提案	独自性のある自主事業を提案しているか。	60	48		24
		効率的な運営に関する提案	人事管理や事業実施など施設運営について効率的な方策、また経費の節減につながる実現可能な提案があるか。	30	22		13
	加算	足立区内に本店・支店機能	①区内に本店があり、業務区域が区内である場合・・・5% ②区内に本店があり、業務区域が区外である場合・・・4% ③区内に支店があり、業務区域が区内である場合・・・3% ④区内に支店があり、業務区域が区外である場合・・・2%	※1	14		8
		足立区ワークライフバランス推進認定企業（又は他自治体の同様事業の認定企業）		※2	5		0
第一次審査合計			420	316	75.2%	184	43.8%
第二次審査 (プレゼンテーション)	管理運営体制	危機管理体制	施設運営に当たっての緊急時（大地震、エレベータ事故など）の危機管理体制が整備されており、訓練等も計画されているか。	60	48		39
		トラブル防止策	トラブル防止策について、未然に防ぐための対策を持っているか。また実際にトラブルが起きた場合に的確に対応することができるか。	60	54		39
	取組方針	地域学習センター・体育館の取組方針	施設の設置目的に沿って、魅力があり、また特色のある地域学習センターを創る意欲が感じられるか。	120	96		54
		図書館の取組方針	施設の設置目的に沿って、魅力があり、また特色のある図書館を運営していく取り組み方針を持っているか。	120	84		66
	利用者意見の反映・満足度の向上	地域学習センター、図書館の運営や事業に利用者の声を反映させ、利用者の満足度のアップにつながるシステムを持っているか。	120	90		60	
	個人情報保護対策	事業者として信頼できる個人情報保護方針（個人情報に関する社員教育を含む）を持っているか。	60	51		42	
	地域との関係づくり、交流	利用者のほか、地域住民、町会・自治会、商店街、NPO、民間企業など、地域で活動する組織との関係づくりができるか。	60	54		45	
	接客サービス	利用者が満足できる接客サービスが提供できるか。接客マナー向上のためにどのような方針を持っているか。	60	48		36	
	施設保全の考え方	施設・設備を長寿命化していくための施設保全に関する方針はあるか。	60	45		36	
	利用者団体の育成	センターを拠点として活動する自主活動団体（サークル）を育成する方策を持っており、またサークルの地域活動を支援できるか。	60	54		30	
	事業	学習センター事業	独自性があり、アピール力のある企画、また地域課題・生活課題・現代的課題に対応した多様な学習機会を提供することができるか。また、地域の絆など、地域課題解決への方策を持っているか。	120	102		48
		スポーツ事業	生涯スポーツ振興の視点からスポーツ事業を企画しているか。スポーツ事業に利用者ニーズを把握し、サービスに反映させる方策を持っているか。	120	96		54
		図書館事業	①出張お話し会等、地域住民に密着したサービスを実施し、読書推進事業についての確かな方策を持っているか。②特集コーナー設置や館内環境の整備を行い、図書館資料を有効に提供し、区民の知識と教養を高める方策を実施しているか。	120	90		66
責任者の人材	責任者（地域学習センター長、図書館長）は、施設の運営を安心して任せられる人材であるか。	60	45		42		
第二次審査合計			1200	957	79.7%	657	54.7%
選定審査会合計			1620	1273	78.5%	841	51.9%

※1 区内の事業者（本店・支店機能、業務区域）に対し、一次審査獲得点数の2%～5%を加算

※2 足立区ワークライフバランス認定企業に対し、一次審査獲得点数の2%を加算

第 1 2 号議案

足立区文化財の登録について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区文化財の登録について
足立区文化財について、下記のとおり登録する。

記

1 登録する文化財

足立区登録有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来坐像	一軀
足立区登録有形文化財（彫刻）	木造夢想普賢菩薩立像	一軀
	附 法華経卷子本	一卷
足立区登録有形文化財（彫刻）	木造妙見菩薩坐像	一軀
足立区登録有形文化財（工芸品）	八代目市川團十郎奉納木造提灯扁額	一面

（提案理由）

文化財保護審議会より答申を受けた文化財について、足立区文化財保護条例第 4 条の規定に基づき、登録する必要があるため、この案を提出いたします。

第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 月 8 日

件 名	足立区文化財の登録について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>1 理由</p> <p>足立区文化財保護審議会を平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日及び 1 2 月 4 日に開催した結果、教育委員会から諮問した文化財登録について答申があったため。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 登録</p> <p>有形文化財（彫刻） <small>どうぞう あ み だ によらいざぞう</small> <small>いっく</small> 銅造阿弥陀如来坐像 一軀 千住・安養院所有</p> <p>有形文化財（彫刻） <small>もくぞう む そう ふ げん ぼ さ つ り ゆ う ぞ う</small> <small>いっく</small> <small>つけたりほけきょうかんすほん</small> 木造夢想普賢菩薩立像 一軀 附 法華経卷子本 一卷 伊興・真国寺所有</p> <p>有形文化財（彫刻） <small>みょうけん</small> 木造妙見菩薩坐像 一軀 伊興・長勝寺所有</p> <p>有形文化財（工芸品） <small>だん</small> <small>へんがく</small> 八代目市川團十郎奉納木造提灯扁額 一面 関原・大聖寺所有</p>
今 後 の 方 針	区ホームページによる周知及び文化財保護指導員による巡視を行う。

教 育 委 員 会 報 告

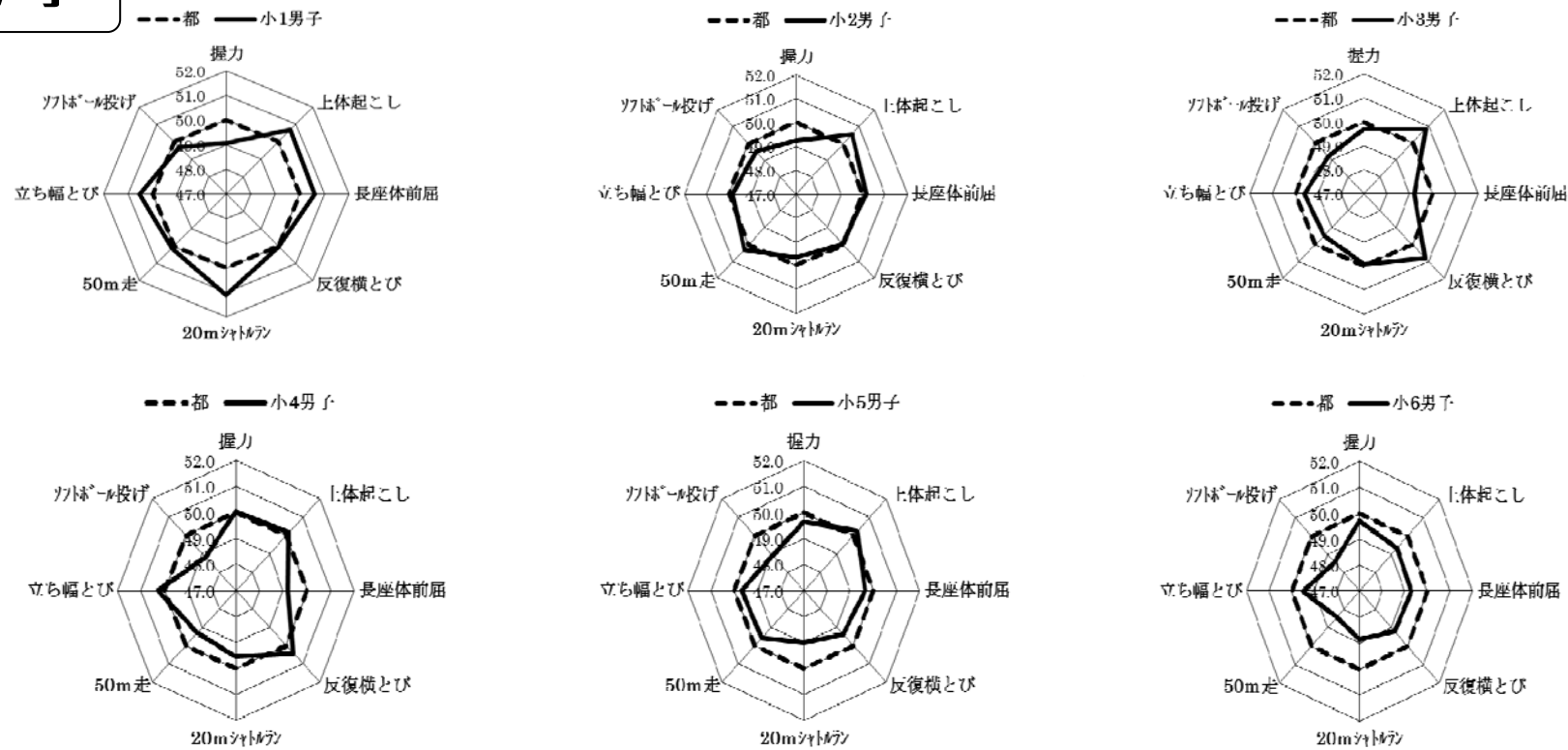
平成27年1月8日

件 名	平成26年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について								
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室								
内 容	<p>平成26年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」について、本区における結果がまとまったので、下記のとおり報告する。</p> <p>1 調査対象及び実施期間 全児童・生徒 平成26年4月から6月</p> <p>2 調査方式（全8種目） ① 握力 ② 上体起こし ③ 長座体前屈 ④ 反復横とび ⑤ 20mシャトルラン・持久走 ⑥ 50m走 ⑦ 立ち幅跳び ⑧ ハンドボール（中学校）・ソフトボール（小学校）投げ</p> <p>3 調査結果</p> <p>（1）体力・運動能力について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">小 学 校</td> <td> 【学年・男女別、種目別の96項目】 ・45項目で昨年度の区の平均値を上回った ・25項目で3年続けて平均値が向上した(20mシャトルランなど) ・38項目で東京都の平均値を上回った (上体起こし・反復横跳び・20mシャトルラン など) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">中 学 校</td> <td> 【学年・男女別、種目別の54項目】 ・35項目で昨年度の区の平均値を上回った (反復横とび・20mシャトルラン など) </td> </tr> </table> <p>（2）生活・運動習慣等について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">小 学 校</td> <td> ・「休み時間や放課後に運動やスポーツをしている」と回答した児童の割合が、都の平均値より高い。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した児童の割合が、第6学年になると減少。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">中 学 校</td> <td> ・「6時間以上睡眠をとっている」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。 </td> </tr> </table> <p>・生活・運動習慣については昨年度と大きな変化は見られない。 ・今年度から調査した「携帯電話等の使用時間」については、学年が上がるに従って使用時間の割合が高くなっている。 ・これらのデータを校長会への周知、家庭への啓発に活用し、今後も生活・運動習慣の改善に活かしていく。</p>	小 学 校	【学年・男女別、種目別の96項目】 ・45項目で昨年度の区の平均値を上回った ・25項目で3年続けて平均値が向上した(20mシャトルランなど) ・38項目で東京都の平均値を上回った (上体起こし・反復横跳び・20mシャトルラン など)	中 学 校	【学年・男女別、種目別の54項目】 ・35項目で昨年度の区の平均値を上回った (反復横とび・20mシャトルラン など)	小 学 校	・「休み時間や放課後に運動やスポーツをしている」と回答した児童の割合が、都の平均値より高い。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した児童の割合が、第6学年になると減少。	中 学 校	・「6時間以上睡眠をとっている」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。
小 学 校	【学年・男女別、種目別の96項目】 ・45項目で昨年度の区の平均値を上回った ・25項目で3年続けて平均値が向上した(20mシャトルランなど) ・38項目で東京都の平均値を上回った (上体起こし・反復横跳び・20mシャトルラン など)								
中 学 校	【学年・男女別、種目別の54項目】 ・35項目で昨年度の区の平均値を上回った (反復横とび・20mシャトルラン など)								
小 学 校	・「休み時間や放課後に運動やスポーツをしている」と回答した児童の割合が、都の平均値より高い。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した児童の割合が、第6学年になると減少。								
中 学 校	・「6時間以上睡眠をとっている」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。 ・「運動やスポーツをもっとしたい」と回答した生徒の割合が、学年が上がるにつれて減少。								
今 後 の 方 針	<p>1 小学校の「握力」「柔軟性」、小・中学校の「走力」「投力」に課題がある。授業や体力向上に向けた取組の改善工夫を図る。</p> <p>2 今回の結果は、区のホームページで公表予定。</p>								

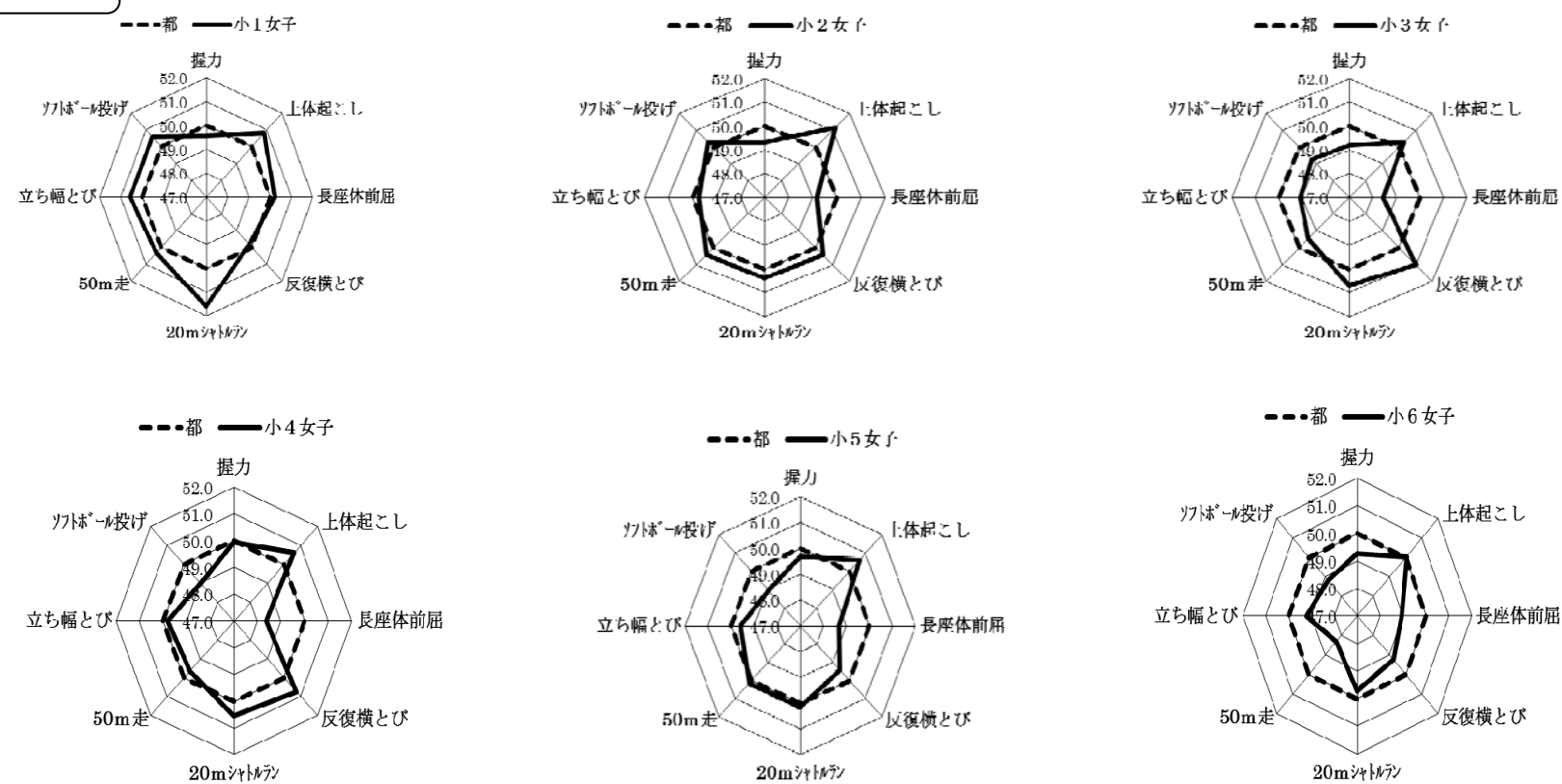
体力・運動能力について

小学校 東京都との比較

男子



女子



東京都との比較による傾向

- 学年・男女別、種目別の96項目中、38項目(39.6%)で東京都の平均値を上回った。
- 「上体起こし」では、ほぼ全ての学年で東京都の平均値を上回っており、6年男子もあと0.6ポイントである。
- 「20mシャトルラン」では、ほぼ全ての学年で都の平均値を上回っているまたは都の平均値の差は縮まっている。
- 小学校の低・中・高学年男女別、種目別(32項目)の都平均を上回っている項目は、
1、2学年では、19項目(59%)
3、4学年では、14項目(44%)
5、6学年では、5項目(16%) である。

小学校 足立区のこの3年間の比較

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
1年男	↓	↑	↑	↑	↑		↑	
2年男					↑			
3年男	↑	↑		↑	↑		↑	↑
4年男	↑		↓	↑	↑		↑	
5年男		↑			↑		↑	
6年男	↓			↑	↑			
1年女		↑	↑		↑		↑	
2年女		↑			↑	↑		↑
3年女	↓			↑			↑	
4年女		↑		↑	↑		↑	
5年女	↓	↑			↑	↑	↑	↑
6年女	↓	↑		↑	↑		↑	

※ ↑ は昨年度より数値が上昇した項目 ↑ は3年続けて数値が上昇した項目 ↓ は2年続けて数値が下降した項目
《傾向》

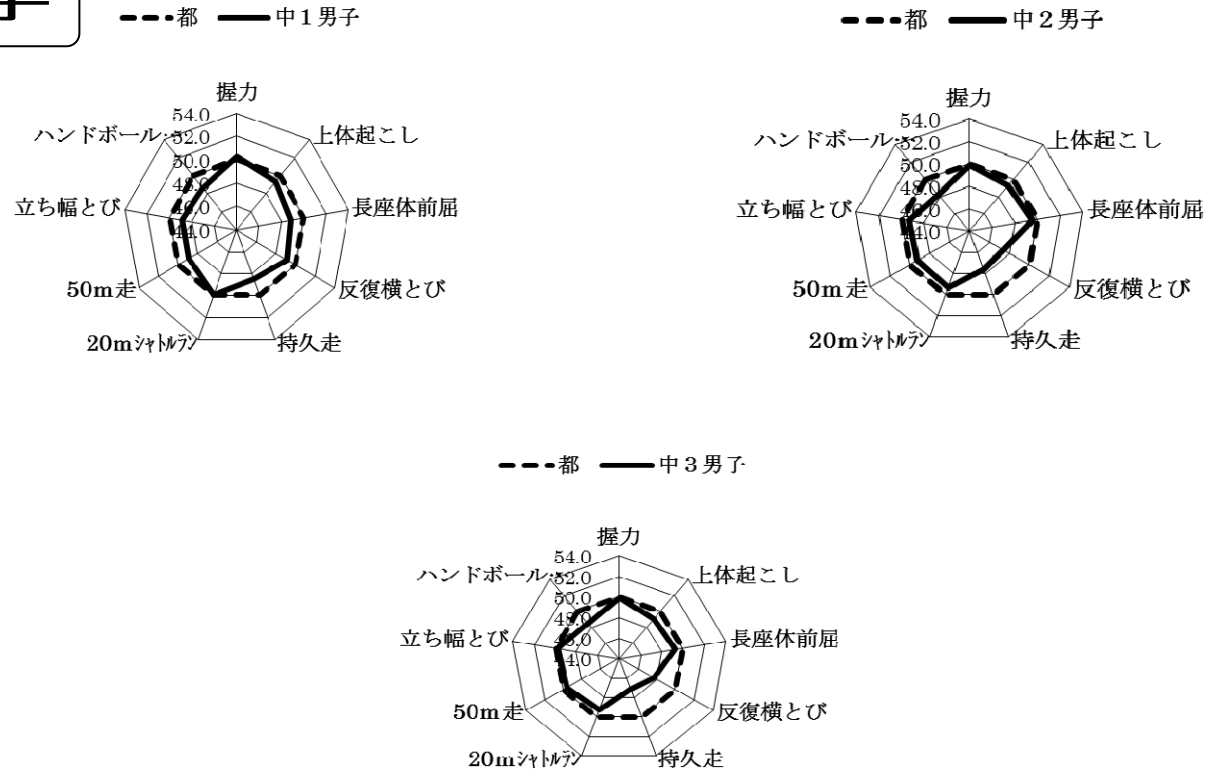
- 学年・男女別、種目別の96項目中、45項目で昨年度記録を上回った。
- 3年続けて数値が上昇したのは、25項目。「20mシャトルラン」はほぼ全学年で男女とも過去の記録を上回った。
- 「50m走」「ボール投げ」は数値の変化はなく、「握力」の記録は年々下降傾向にあり、課題である。

足立区の児童の運動能力については、一部の項目を除き、ほとんどの項目において過去最高値または3年間で数値が上昇傾向にある。

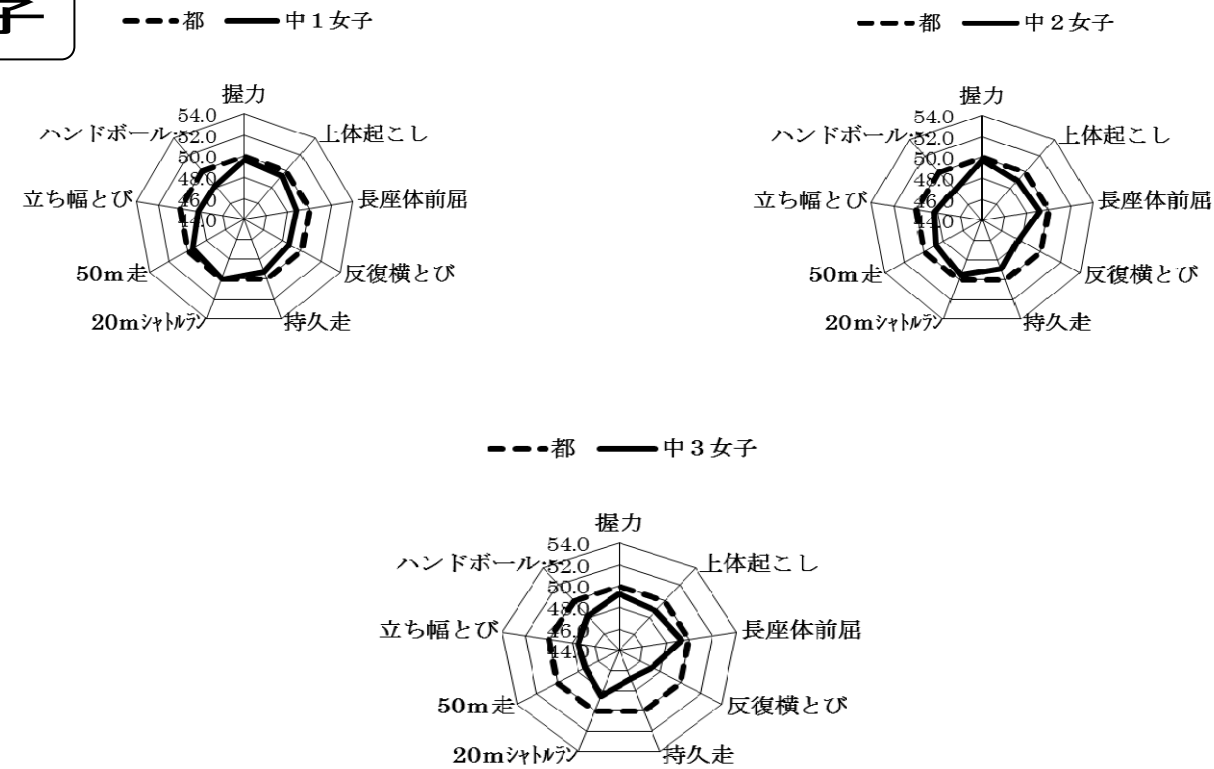
体力・運動能力について

中学校 東京都との比較

男子



女子



東京都との比較による傾向

- 学年・男女別、種目別の54項目中、32項目(59%)で昨年度より東京都の平均値との差が縮まった。「長座体前屈」は全学年男女、「反復横とび」は、2年生男子以外の全学年男女で差が縮まっている。
- 学年・男女別、種目別の54項目中、1項目1年生男子の握力(1%)で東京都の平均値を上回った。

中学校 足立区のこの3年間の比較

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	シャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ボール投げ
1年男	↑	↓		↑	↑	↑		↓	↑
2年男			↑	↑	↑	↑			
3年男	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
1年女	↑	↑	↑	↑		↑		↑	↑
2年女	↑		↑	↑	↑	↑		↑	
3年女		↑	↑	↑		↑		↑	

※ ↑ は昨年度より数値が上昇した項目 ↑ は3年続けて数値が上昇した項目 ↓ は2年続けて数値が下降した項目

《傾向》

- 学年・男女別、種目別の54項目中、35項目で昨年度の記録を上回った。
- 3年続けて数値が上昇したのは、9項目。「反復横とび」「20m シャトルラン」は全学年で男女とも過去の記録を上回った。
- 1部の学年を除いて「50m走」「ボール投げ」の数値の変化はない。

足立区の生徒の運動能力については、一部の項目を除き、向上傾向にある。

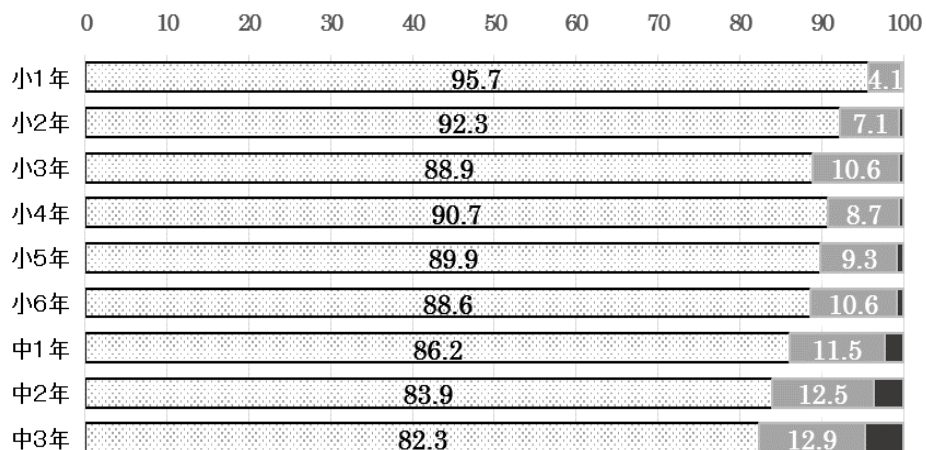
小・中学校9年間を通して

各学校では、運動に親しむ機会として体育授業のほかに「中休み」「昼休み」(持久走、長なわなど)や放課後に校庭、体育館等(放課後子ども教室)を設定している。しかし、区全体の児童・生徒の体力・運動能力については、小学校の柔軟性(長座体前屈)、小・中学校の走力、投力に課題がみられる。この課題の解決に向けて、各学校で「体力向上推進プラン」を作成し、全児童・生徒が自らの体力向上の目標を明確にして取り組むことができる体育授業の工夫・改善や体力向上に向けた全体的な取組の充実が一層必要である。

生活・運動習慣について

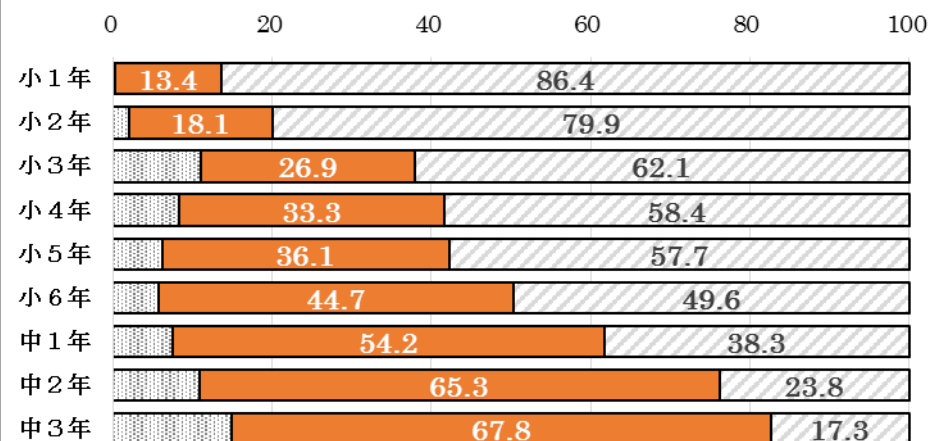
〈朝食をたべているか〉

□毎日 ■ときどき ▨食べない



〈睡眠時間〉

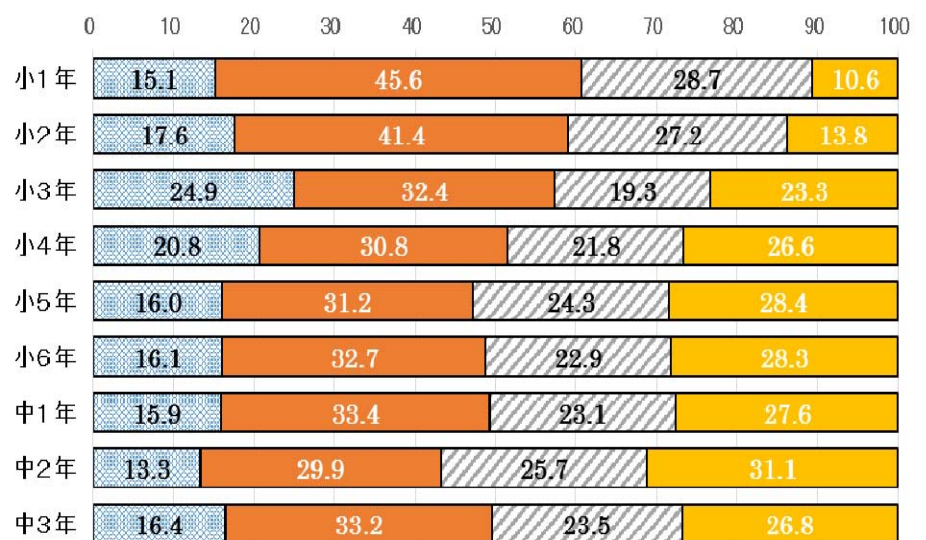
□6時間未満 ■6～8時間 □8時間以上



男子に比べ、女子の方が、平日運動している割合が低い。運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」の合計の割合が中3女子では一番低い。運動やスポーツをしたいと「思う」児童生徒の割合を高くするために、授業改善を図ることが重要である。

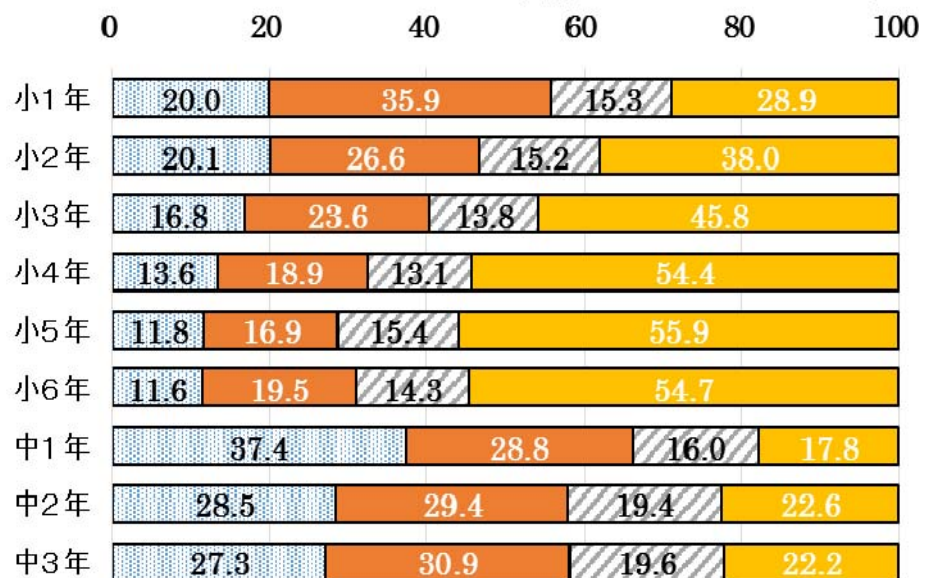
〈一日のテレビの視聴時間〉

□1時間未満 ■1～2時間 □2～3時間 ■3時間以上



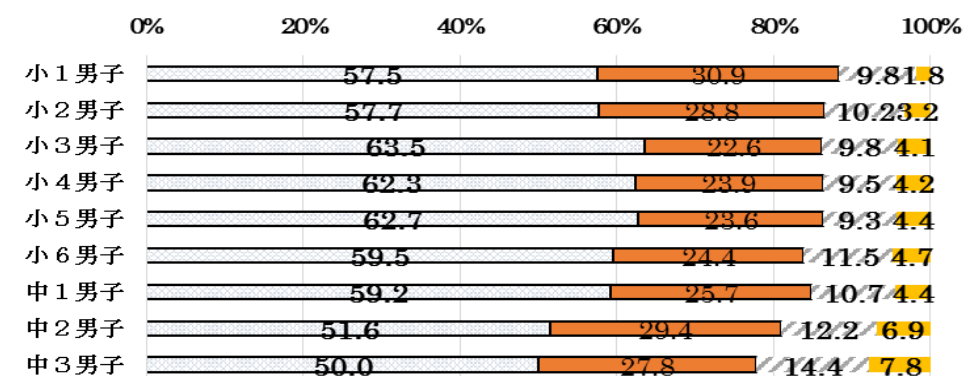
〈携帯等の使用時間〉

□1h未満 ■1-2h □2-3h ■3h以上



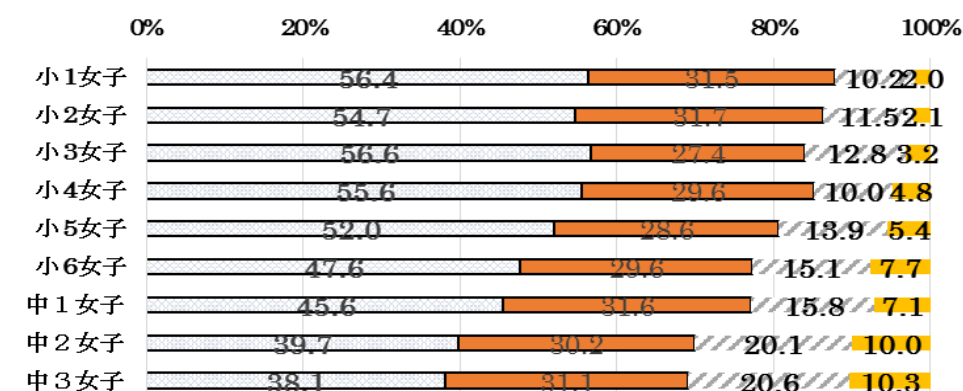
〈運動やスポーツをもっとしたいと思いますか〉

□思う ■やや思う ▨あまり思わない ■思わない



〈運動やスポーツをもっとしたいと思いますか〉

□思う ■やや思う ▨あまり思わない ■思わない



調査の実施について

- 実施時期 平成26年4月～6月
 実施校数 区内全小学校70校及び全中学校37校
 実施学年 小学校1年生～6年生の全学年及び中学校1年生～3年生の全学年
 実施人数 小学校 30,878名 中学校 13,663名
 調査項目 ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈
 ④反復横とび ⑤20mシャトルラン(中学校は持久走とのどちらかを選択)
 ⑥50m走 ⑦立ち幅とび ⑧ハンドボール投げ
 ※身長・体重・座高の測定
 ※生活・運動習慣等に関するアンケート

生活習慣について、小学校の保健の授業や保護者会、長期休業明けの生活習慣の見直し等に活用できる。資料にはないが、朝食の摂取について「毎日」「ときどき」の合計の割合は東京都とほぼ変わらない。睡眠、テレビの視聴時間、携帯等の使用時間は東京都と比べ、睡眠時間は全体的に短く、視聴や使用時間は長い傾向にある。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	第2回いじめアンケート集計結果報告について																							
所管部課名	学校教育部 教育政策課、教育指導室																							
内 容	<p>第2回足立区いじめアンケートの集計結果について、概要を下記のとおり報告する。詳細は別紙「資料1」のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アンケート実施期間 平成26年11月1日～30日において各学校が定めた期間</p> <p>2 アンケート実施方法 児童・生徒が家庭にアンケート用紙を持ち帰り記入した後、専用の封筒で学校に提出する。</p> <p>3 いじめの認知件数と解消率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>認知件数</th> <th>解消数</th> <th>解消率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>第2回</td> <td>490件</td> <td>402件</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>235件</td> <td>129件</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>第2回</td> <td>327件</td> <td>251件</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>185件</td> <td>115件</td> <td>62%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・認知件数、解消数は、第1回は4月から6月までのもの。 第2回は4月から11月までのもの。 ・認知件数が増加していることについては、各校がいじめ相談箱やスクールカウンセラーとの連携など、アンケート以外でもいじめの状況を把握していることが関係していると考えられる。 ・解消率が増加していることについては、各校がいじめの早期発見・解決に向けて、学校いじめ防止対策委員会等により組織的に対応したり、児童・生徒が自主的にいじめ防止に取り組んだりした成果であると考ええる。 			認知件数	解消数	解消率	小学校	第2回	490件	402件	82%	第1回	235件	129件	55%	中学校	第2回	327件	251件	77%	第1回	185件	115件	62%
		認知件数	解消数	解消率																				
小学校	第2回	490件	402件	82%																				
	第1回	235件	129件	55%																				
中学校	第2回	327件	251件	77%																				
	第1回	185件	115件	62%																				
今後の方針	解決に至っていないいじめ事案については、学校と教育委員会が十分な連携を図りながら、早急な解決に向けた取組を進める。																							

平成26年度 いじめアンケート集計結果（第2回）

1 認知件数

		認知件数	解消	解消率
小学校	26年度（第2回）	490 件	402 件	82%
	26年度（第1回）	235 件	129 件	55%
	25年度	637 件	557 件	87%
中学校	26年度（第2回）	327 件	251 件	77%
	26年度（第1回）	185 件	115 件	62%
	25年度	159 件	106 件	67%

2 平成26年度 認知したいじめの態様内訳ごとの件数（複数回答）

		小学校		中学校	
		第1回	第2回	第1回	第2回
1	冷やかし・からかい・悪口・おどし文句	166	323	132	230
2	仲間はずれ・無視	75	148	25	54
3	軽くぶつかられる・遊ぶふりをしたたたかれる・けられる	71	96	63	121
4	ひどくぶたれる・たたかれる・けられる	57	82	19	34
5	お金を取られる・かくされる	3	7	1	11
	お菓子代・銭湯代・食品等のおごり（すべて解決済）			お金を貸した。食品等のおごり（すべて解決済）	
6	ものを取られる・かくされる・ぬすまれる	43	77	34	49
7	いやなことや危険なこと、はずかしいことをされる・させられる	42	61	32	33
8	パソコンや携帯電話でいやなことを書かれる・される	3	14	20	36
9	上記以外	24	34	3	9
	他校の子から悪口・持ち物に落書き・鬼ごっこの鬼をずっとやる・約束破り			手紙に悪口・変なあだ名	
10	友達がいじめられているところを見たことがある。	110	299	51	130

3 いやなことがあったときに相談できる相手について

	小学校		中学校	
	第1回	第2回	第1回	第2回
いやなことがあったときに相談できる相手がいる	91%	94%	83%	88%

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	学校事故報告について（平成26年度12月分）
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 1件（小学校1件） 管理外 3件（小学校3件） 合計 4件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 ア 学童保育からの帰途、道路を横断しようとして飛び出した際、車両と接触、転倒し、臀部打撲。（小学校管理外） イ 公園で遊んでの帰り、信号機のない交差点を渡ろうと飛び出した際、車両と接触、転倒し、右手及び右足打撲。（小学校管理外） ウ 自宅付近で、前方を確認しないまま走った際、看板の鉄柱に激突、顔面を強打し、頭部及び鼻骨骨折。（小学校管理外） (2) 休憩時間、放課後、登下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 20分休み、校庭の低鉄棒に後ろ向きで乗ろうとした際、バランスを崩し、後方に倒れ、頭部打撲、胸部捻挫。（小学校管理下）</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理（内・外）を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に正しい交通マナーを具体的に指導するとともに、家庭等へ注意喚起を促し、未然防止を図る。 (2) 休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図る。</p>
今後の方針	児童・生徒の登・下校時の安全教育の徹底を図り、家庭や地域社会、関係機関等と連携し、各種事故の未然防止を強化する。

学校事故状況

平成26年度12月分(児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク					
	歩行者・キックボード				3	3
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行		1			1
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			1		3	4

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	(仮称) 足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定及びパブリックコメントの実施について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども家庭課
内 容	<p>1 子ども・子育て支援事業計画の概要</p> <p>(1) 計画の期間 5年間(平成27年度～平成31年度)</p> <p>(2) 計画策定にあたっての考え方 以下の点を考慮し、計画の策定作業を進めていく。</p> <p>① 国が示した基本指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号)のとおり、学童保育室事業を除き、<u>就学前子どもを対象としたものとする</u>こと。 ※子ども・子育て支援法第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>② <u>居所不明児や子どもの貧困など新たに解決すべき課題を取り入れた計画</u>とすること。</p> <p>③ 「足立区基本構想」等の上位計画や「足立区重点プロジェクト推進戦略」等の関連計画との整合・連携を図ること。</p> <p>(3) 計画の構成(案)</p> <p>① 計画の策定にあたって【任意記載事項】 計画策定の背景や位置づけなど</p> <p>② 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題【任意記載事項】 ニーズ調査結果を踏まえた子育て世帯の現状と課題など</p> <p>③ 計画の基本理念【任意記載事項】 計画の基本理念など</p> <p>④ 基本目標と施策体系【任意記載事項】 基本目標とその目標を達成するための施策など</p> <p>⑤ 計画の内容【法定記載事項】 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及びその実施時期など</p> <p>※法定記載事項の部分の策定にあたっての留意事項 ア この法定記載事項の部分は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成27年4月までに策定するものとされているため、<u>任意記載事項の部分</u>に先行して、下記のとおりパブリックコメントを実施する。</p>

イ 「量の見込み」と「平成27年度以降の保育の必要性の認定数」に乖離が生じた場合、必要に応じて平成28年度以降の計画の内容を見直す。

(4) 今後のスケジュール

審議内容	審議時期	審議機関
事業計画素案(法定記載事項部分)の策定とパブリックコメントの実施	1/8	教育委員会定例会
	1/22	子ども施策調査特別委員会
1/26～2/24 パブリックコメントの実施		
パブリックコメントの実施結果と事業計画(法定記載事項部分)の策定	2/24	教育委員会協議会 (3/12 教育委員会定例会)
	3/11	子ども施策調査特別委員会

今後の方針

パブリックコメントを実施のうえ、事業計画(法定記載事項部分)を今年度中に策定する。なお、あだち広報(1月25日号)や区ホームページなどを活用して、パブリックコメントを実施する旨の周知に努める。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	新田地域における認可保育所の公募について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>新田地域における待機児童対策及び大規模集合住宅対策として、区有地を活用した認可保育所の公募を実施する。</p> <p>1 区有地名 地域包括支援センター新田（普通財産に変更予定） 2 所在地 足立区新田二丁目1番8（地番） 3 敷地面積 500.00m² 4 開設予定日 平成28年4月1日 5 定 員 60名程度（0歳～5歳児） 6 貸付条件等 一般定期借地権 50年（予定） 7 スケジュール予定 平成27年1月下旬 運営事業者公募 平成27年3月中旬 運営事業者決定 平成28年4月1日 保育所（民設民営）開設</p>
今後の方針	<p>関係町会・自治会、地元住民には、保育所建設について丁寧に説明していく。運営事業者決定後は平成28年4月1日の開設に向けて、進捗管理を確実に行っていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	千住地域における認可保育所の公募について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成26年8月から11月にかけて千住地域で行った保育施設の公募において、70名定員の認可保育所1所、15～19名定員の小規模保育室2室が不調となった。その代替策として、以下のとおり認可保育所の公募を行う。</p> <p>1 区有地を活用した認可保育所の公募について</p> <p>(1) 区有地名 千住龍田児童遊園（普通財産に変更予定） (2) 所在地 足立区千住龍田町10番1・4（地番） (3) 敷地面積 569.68m² (4) 開設予定日 平成28年4月1日 (5) 定 員 80名程度（0歳～5歳児） (6) 貸付条件等 一般定期借地権 50年（予定） (7) スケジュール予定 平成27年1月中旬 住民説明会 平成27年1月下旬 運営事業者公募 平成27年3月中旬 運営事業者決定 平成27年7月上旬 保育所建設着工 平成28年2月下旬 保育所竣工 平成28年4月1日 保育所（民設民営）開設</p> <p>2 民有地を活用した認可保育所の公募について</p> <p>(1) 開設予定日 平成28年4月1日 (2) 定 員 80名程度（0歳～5歳児） (3) スケジュール予定 平成27年1月下旬 運営事業者公募 平成27年3月中旬 運営事業者決定 平成28年4月1日 保育所（民設民営）開設</p>
今後の方針	<p>1 区有地への保育所整備については、関係町会・自治会、地元住民に丁寧に説明していく。</p> <p>2 運営事業者決定後は平成28年4月1日の開設に向けて、進捗管理を確実にやっていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定について
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内 容	<p>梅田地域における認可保育所開設・運営事業者の決定について、東武鉄道株式会社より情報提供があったので報告する。</p> <p>1 募集事業者 東武鉄道株式会社</p> <p>2 事業者決定日 平成26年12月16日</p> <p>3 地区名 東武伊勢崎線梅島駅西新井駅間高架下</p> <p>4 所在地 足立区梅島三丁目17番20号</p> <p>5 敷地面積 1,649m²</p> <p>6 事業者名 株式会社日本生科学研究所</p> <p>7 事業者住所 東京都新宿区河田町3-10</p> <p>8 施設計画 認可保育所（民設民営） 定員85名（0歳～5歳）予定 平成28年1月開設予定</p>
今後の方針	平成28年1月開設に向け、決定事業者と協議を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年1月8日

件 名	保育施設の平成27年4月利用申込受付状況について																																																																																																		
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課																																																																																																		
内 容	<p>認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）の平成27年4月入所申込受付状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>受付件数一覧（受付期間 11/17～12/1） 平成26年12月15日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">受 付 場 所</th> <th style="width: 30%;">受 付 件 数</th> <th style="width: 20%;">1園(所)当り平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保 育 所</td> <td>区立</td> <td style="text-align: right;">407 (9)</td> <td style="text-align: right;">10.7</td> </tr> <tr> <td>私立(含公設民営)</td> <td style="text-align: right;">526 (57)</td> <td style="text-align: right;">9.4</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td style="text-align: right;">10 (23)</td> <td style="text-align: right;">3.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">943 (25)</td> <td style="text-align: right;">9.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 事 務 所</td> <td>千住</td> <td style="text-align: right;">168 (4)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td style="text-align: right;">153 (17)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td style="text-align: right;">103 (11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td style="text-align: right;">173 (61)</td> <td style="text-align: center;">1所当り平均</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">597 (85)</td> <td style="text-align: right;">149.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども・子育て支援課</td> <td style="text-align: right;">1,659 (287)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">3,199 (397)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10～1月申込待機者</td> <td style="text-align: right;">1,116 (134)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">総合計</td> <td style="text-align: right;">4,315 (531)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成27年4月1日の募集人数（予定）は2,692人 受付件数の（ ）内は対前年度増減数 転園、区外からの入園、区外園との併願申込みを含む。</p> <p><参考> 認可保育所・区立認定こども園の平成26年4月入所申込受付件数一覧 （受付期間 11/22～12/6） 平成26年1月8日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">受 付 場 所</th> <th style="width: 30%;">受 付 件 数</th> <th style="width: 20%;">1園(所)当り平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保 育 所</td> <td>区立</td> <td style="text-align: right;">416</td> <td style="text-align: right;">10.4</td> </tr> <tr> <td>私立(含公設民営)</td> <td style="text-align: right;">469</td> <td style="text-align: right;">8.9</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td style="text-align: right;">33</td> <td style="text-align: right;">11.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">918</td> <td style="text-align: right;">9.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福 祉 事 務 所</td> <td>千住</td> <td style="text-align: right;">172</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td style="text-align: right;">136</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td style="text-align: right;">92</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td style="text-align: right;">112</td> <td style="text-align: center;">1所当り平均</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">512</td> <td style="text-align: right;">128.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育課</td> <td style="text-align: right;">1,372</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">2,802</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10～1月申込待機者</td> <td style="text-align: right;">982</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">総合計</td> <td style="text-align: right;">3,784</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>転園、区外からの入園、区外園との併願申込みを含む。</p>		受 付 場 所	受 付 件 数	1園(所)当り平均	保 育 所	区立	407 (9)	10.7	私立(含公設民営)	526 (57)	9.4	こども園	10 (23)	3.3	計	943 (25)	9.7	福 祉 事 務 所	千住	168 (4)		東部	153 (17)		西部	103 (11)		北部	173 (61)	1所当り平均	計	597 (85)	149.3		子ども・子育て支援課	1,659 (287)			合 計	3,199 (397)			10～1月申込待機者	1,116 (134)			総合計	4,315 (531)			受 付 場 所	受 付 件 数	1園(所)当り平均	保 育 所	区立	416	10.4	私立(含公設民営)	469	8.9	こども園	33	11.0	計	918	9.6	福 祉 事 務 所	千住	172		東部	136		西部	92		北部	112	1所当り平均	計	512	128.0		保育課	1,372			合 計	2,802			10～1月申込待機者	982			総合計	3,784	
	受 付 場 所	受 付 件 数	1園(所)当り平均																																																																																																
保 育 所	区立	407 (9)	10.7																																																																																																
	私立(含公設民営)	526 (57)	9.4																																																																																																
	こども園	10 (23)	3.3																																																																																																
	計	943 (25)	9.7																																																																																																
福 祉 事 務 所	千住	168 (4)																																																																																																	
	東部	153 (17)																																																																																																	
	西部	103 (11)																																																																																																	
	北部	173 (61)	1所当り平均																																																																																																
	計	597 (85)	149.3																																																																																																
	子ども・子育て支援課	1,659 (287)																																																																																																	
	合 計	3,199 (397)																																																																																																	
	10～1月申込待機者	1,116 (134)																																																																																																	
	総合計	4,315 (531)																																																																																																	
	受 付 場 所	受 付 件 数	1園(所)当り平均																																																																																																
保 育 所	区立	416	10.4																																																																																																
	私立(含公設民営)	469	8.9																																																																																																
	こども園	33	11.0																																																																																																
	計	918	9.6																																																																																																
福 祉 事 務 所	千住	172																																																																																																	
	東部	136																																																																																																	
	西部	92																																																																																																	
	北部	112	1所当り平均																																																																																																
	計	512	128.0																																																																																																
	保育課	1,372																																																																																																	
	合 計	2,802																																																																																																	
	10～1月申込待機者	982																																																																																																	
	総合計	3,784																																																																																																	
今 後 の 方 針	保育施設利用調整結果通知書の発送は2月6日（金）を予定している。																																																																																																		

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	家庭福祉員（保育ママ）等の新規開業について（第 2 期）																															
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課																															
内 容	<p>下記のとおり家庭福祉員認定者を報告する。</p> <p>平成 26 年度第 2 期の募集（募集期間：平成 26 年 7 月 10 日～8 月 20 日）には、10 名の応募があり、7 名が養成研修に進んだ。第 1 期養成研修未受講者 1 名を含む 8 名の研修修了者のうち、7 名が認定を受けた。</p> <p>なお、家庭福祉員による保育ママ事業は、平成 27 年度から始まる子ども・子育て支援新制度により、家庭的保育事業へ移行する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 家庭福祉員として開業（平成 27 年 4 月に家庭的保育事業に移行予定） ※公開日 平成 27 年 1 月 9 日（金）（足立区ホームページに掲載）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">開設場所</th> <th style="width: 30%;">開業月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">とよだ ちえこ 豊田 千恵子</td> <td style="text-align: center;">西綾瀬 1-5-7-507</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 27 年 2 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">しなだ じゅんこ 品田 純子</td> <td style="text-align: center;">西新井本町 5-9-31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">やまなか もえ 山中 萌</td> <td style="text-align: center;">保塚町 18-1-101</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 家庭的保育事業として開業 ※平成 27 年 4 月入所の保育施設利用を申し込み不承諾となった人等を対象に、2 月の追加選考で募集する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">NO</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 30%;">開設場所</th> <th style="width: 30%;">開業月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">なかむら かずよ 中村 和代</td> <td style="text-align: center;">古千谷本町 2-5-27</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成 27 年 4 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">うめつ まほ 梅津 真帆</td> <td style="text-align: center;">南花畑 2-44-5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">おおもり さちこ 大森 幸子</td> <td style="text-align: center;">東和 4-21-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">はせがわ ひろこ 長谷川 裕子</td> <td style="text-align: center;">西伊興 2-9-5</td> </tr> </tbody> </table>	NO	氏 名	開設場所	開業月	1	とよだ ちえこ 豊田 千恵子	西綾瀬 1-5-7-507	平成 27 年 2 月	2	しなだ じゅんこ 品田 純子	西新井本町 5-9-31	3	やまなか もえ 山中 萌	保塚町 18-1-101	NO	氏 名	開設場所	開業月	4	なかむら かずよ 中村 和代	古千谷本町 2-5-27	平成 27 年 4 月	5	うめつ まほ 梅津 真帆	南花畑 2-44-5	6	おおもり さちこ 大森 幸子	東和 4-21-9	7	はせがわ ひろこ 長谷川 裕子	西伊興 2-9-5
NO	氏 名	開設場所	開業月																													
1	とよだ ちえこ 豊田 千恵子	西綾瀬 1-5-7-507	平成 27 年 2 月																													
2	しなだ じゅんこ 品田 純子	西新井本町 5-9-31																														
3	やまなか もえ 山中 萌	保塚町 18-1-101																														
NO	氏 名	開設場所	開業月																													
4	なかむら かずよ 中村 和代	古千谷本町 2-5-27	平成 27 年 4 月																													
5	うめつ まほ 梅津 真帆	南花畑 2-44-5																														
6	おおもり さちこ 大森 幸子	東和 4-21-9																														
7	はせがわ ひろこ 長谷川 裕子	西伊興 2-9-5																														
今後の方針	待機児童解消アクションプランに基づき、今後も家庭的保育者を養成していく。																															

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 1 月 8 日

件 名	中央図書館一部業務委託プロポーザルによる事業者の決定について												
所管部課名	地域のちから推進部 中央図書館												
内 容	<p>中央図書館一部業務委託の次期委託事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施した結果、下記の事業者を次期委託事業者として特定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定事業者 所在地：東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3号 名 称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p> <p>2 選定経過 申込期限（平成26年10月24日）までに参加表明のあった事業者について、書類審査及びプレゼンテーションによる選考を実施し、提案書を特定した。</p> <p>(1) 書類審査（第一次審査）平成26年11月19日 提案書提出者3社を選定した。（参加表明事業者：3社）</p> <p>(2) プレゼンテーション（第二次審査）平成26年12月8日 提案書提出事業者3社から、1社の提案書を特定した。</p> <p>(3) 審査結果 詳細は資料1、2を参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 60%;">事業者名</th> <th style="width: 30%;">合評点 (960点満点中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</td> <td style="text-align: center;">717点 (74.7%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">A社</td> <td style="text-align: center;">672点 (70.0%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">B社</td> <td style="text-align: center;">643点 (67.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 選定委員会の構成 学識経験者1名、区民委員1名、区職員4名 合計6名</p> <p>3 業務期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日 (ただし、業務実績に応じて2回まで更新可能)</p>	順位	事業者名	合評点 (960点満点中)	1	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	717点 (74.7%)	2	A社	672点 (70.0%)	3	B社	643点 (67.0%)
順位	事業者名	合評点 (960点満点中)											
1	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	717点 (74.7%)											
2	A社	672点 (70.0%)											
3	B社	643点 (67.0%)											
今後の方針	東京電機大学図書受渡窓口業務の引継ぎなど、平成27年4月からの業務が円滑に進むように手続きを進めていく。												

第一次審査(提案書提出者の選定) ※委員6名で審査

評価項目	配点	評価基準(中間点あり)				配点計 (6名計)	シダックス 大新東 ヒューマン サービス 株式会社	A社	B社
		評価A	評価B	評価C	評価D				
経営の安定性	10	過去3か年の会社決算資料等から総合的に判断して経営状態は非常に良好である。 10	過去3か年の会社決算資料等から総合的に判断して経営状態は良好である。 7	過去3か年の会社決算資料等から総合的に判断して経営状態は比較的安定しているが、業績の信頼性にやや不安がある。 4	過去3か年の会社決算資料等から総合的に判断して経営状態が不安定であり、業績の信頼性に不安がある。 0	60	42	60	27
図書館運営の実績	10	平成26年度に複数の公立図書館かつ中央館での受託実績がある。 10	平成26年度に公立図書館の受託実績はないが、過去3年以内に受託実績がある。 7	平成26年度に公立図書館の受託実績はないが、過去3年以内に公共的な社会教育施設等の受託実績がある。 4	過去3年以内に公立図書館や公共的な社会教育施設の受託実績がない。 0	60	57	57	48
図書館運営の理念	5	実績・会社概要等から図書館運営の理念は高いレベルのものを持っている。 5	実績・会社概要等から図書館運営の理念はある。 3	実績・会社概要等から図書館運営の理念は不十分である。 2	実績・会社概要等から図書館運営の理念はない。 0	30	22	24	20
図書館運営のノウハウ	5	実績・会社概要等から図書館運営のノウハウは高いレベルのものを持っている。 5	実績・会社概要等から図書館運営のノウハウはある。 3	実績・会社概要等から図書館運営のノウハウは不十分である。 2	実績・会社概要等から図書館運営のノウハウはない。 0	30	24	26	20
業務遂行体制	10	図書館運営を任せられる十分な人数のスタッフ、司書資格者を有している(見込みがある)。 10	図書館運営を任せられる人数のスタッフ、司書資格者を有している(見込みがある)。 7	図書館運営を任せられる十分な人数のスタッフはいるが、司書資格者数は不足している(見込みである)。 4	スタッフ数、司書資格者数とも不足している(見込まれる)。 0	60	51	51	36
人材・社員研修に関する事項	10	社員研修の考え方や制度が確立しており、社員の研修受講に積極的に取り組んでいる。レファレンス等図書館専門分野についても充実している。 10	社員研修の考え方や制度はあるが、レファレンス等図書館専門分野については不十分である。 7	社員研修の考え方や制度が不十分である。 4	社員研修の制度がない。 0	60	45	48	43
コンプライアンス体制	10	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針を持ち、また体制も整備されており、実効性が期待できる。 10	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針を持ち、体制が整備されている。 7	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針・体制がやや不十分である。 4	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む方針を持っていない。または、方針はあるが杜撰で実効性が期待できない。 0	60	42	45	45
第一次審査得点計	60					360	283	311	239

審査結果

提案書提出者
として決定

提案書提出者
として決定

提案書提出者
として決定

第二次審査(提案書の特定)

委員6名で審査

評価項目	配点	評価基準(中間点あり)								配点計 (6名計)	シダックス 大新東 ヒューマン サービス 株式会社	A社	B社
		評価A		評価B		評価C		評価D					
取り組み方針(ア)	15	仕様書記載の目的に沿った取り組み方針が確立されており、魅力的な図書館運営が十分期待できる。	15	仕様書記載の目的に沿った取り組み方針がある。	10	仕様書記載の目的に沿った取り組み方針としては不十分である。	5	仕様書記載の目的に沿った取り組み方針は、図書館運営の点で意味をなさない。	0	90	70	68	52
取り組み方針(イ)	15	情報収集したものを現場で活かせる仕組みが確立されており、利用者サービスの向上が十分期待できる。	15	情報収集したものを現場で活かせる仕組みがあり、利用者サービスの向上が期待できる。	10	情報収集等を行う仕組みが不十分であり、利用者サービスの向上はあまり期待できない。	5	情報収集等を行う仕組みもなく、利用者サービスの向上は期待できない。	0	90	60	67	60
組織体制と人員配置	20	高い水準で組織体制が確立されており、従事する司書資格者の図書館勤務経歴も長い。また、職員配置も効率的で適正である。	20	十分な水準での組織体制が確立されており、従事する司書資格者の図書館勤務経歴も相応である。また、職員配置も適正である。	14	組織体制は十分ではなく、従事する司書資格者の図書館勤務経歴も短い。また、職員配置は効率的とまでは言いがたい。	8	組織体制が確立されているとはいいがたく、従事する司書資格者の図書館勤務経歴はほとんどない。また、職員配置は効率的でない。	0	120	84	76	79
接客サービスとトラブル防止策	30	接客サービスの水準が高い位置で保たれており、満足度を上げる試みも確立されている。また、トラブル防止策も具体的に社員に十分周知されている。	30	接客サービスの水準は十分であり、満足度を上げる試みもある。また、トラブル防止策も社員に周知されている。	20	接客サービスの水準は十分ではなく、満足度を上げる試みも弱い。また、トラブル防止策も社員に周知されているとまでは言いがたい。	10	接客サービスの水準が不足しており、満足度を上げる試みもない。また、トラブル防止策も社員に周知されていない。	0	180	130	120	120
危機管理体制	20	危機管理体制が確立し、訓練も充実している。安心して図書館の運営を任せられる。	20	危機管理体制があり、訓練も行われており、図書館の運営を一応は任せられる。	14	危機管理体制が不十分で、訓練は実施しているが、図書館の運営はやや不安がある。	8	危機管理体制が不十分で、図書館の運営は不安である。	0	120	95	81	77
効率的な運営に関する提案	20	効率的な方策、または経費の節減につながる具体的提案があり十分な効果が見込まれる。また、見積金額は、提出された提案書の内容以上のものを含んでいる。	20	効率的な方策、または経費の節減につながる提案があり効果が見込まれる。また、見積金額は、提出された提案書の内容に見合ったものである。	14	効率的な方策、または経費の節減につながる提案が一部実現可能であり、ある程度の効果が見込まれる。また、見積金額は、提出された提案書の内容に見合ったものとはいえない。	8	効率的な方策、または経費の節減につながる提案の実現性に不安がある。また、見積金額は、提出された提案書の内容と比較し割高なものとなっている。	0	120	86	84	74
業務遂行に対する熱意	20	図書館運営及び人材育成等の実績・経験を十分に有しており、強い熱意が感じられる。	20	図書館運営及び人材育成等の実績・経験を有しており、ある程度の熱意を感じることができる。	14	図書館運営及び人材育成等の実績・経験が不足しており、熱意を感じるほどではない。	8	図書館運営及び人材育成等の実績・経験がまったくなく、熱意を感じるができない。	0	120	98	82	96
コンプライアンス体制	10	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針を持ち、また体制も整備されており、実効性が期待できる。	10	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針を持ち、体制が整備されている。	7	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む基本方針・体制がやや不十分である。	4	会社として労働関係法令を遵守し、コンプライアンスに取り組む方針を持っていない。または、方針はあるが杜撰で実効性が期待できない。	0	60	46	46	41
個人情報保護対策	10	プライバシーポリシーやプライバシーマークを持っており、足立区の個人情報保護条例等を理解し、職員に対する教育も十分に徹底している。	10	プライバシーポリシーやプライバシーマークを持っており、足立区の個人情報保護条例等を理解し、職員に対する教育も実施している。	7	プライバシーポリシーを持っており、足立区の個人情報保護条例等は理解しているが、職員に対する教育は不十分である。	4	プライバシーポリシーをもっておらず、足立区の個人情報保護条例等に対する理解が不足し、職員に対する教育も不十分である。	0	60	48	48	44
第二次審査得点計	160									960	717	672	643

審査結果

提案書特定者として決定

教育委員会情報連絡

平成27年1月8日

件名	平成27年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について																																																						
所管部課名	学校教育部 教育政策課																																																						
内 容	<p>平成27年度の区立小・中学校における周年記念式典等の実施校及び実施予定日は下記のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">実 施 日</th> <th style="width: 25%;">学 校 名</th> <th style="width: 15%;">周年数</th> <th style="width: 45%;">開校年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 10月3日(土)</td> <td>鹿浜第一小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和41年4月1日</td> </tr> <tr> <td>10月17日(土)</td> <td>入谷中学校</td> <td>40周年</td> <td>昭和51年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月7日(土)</td> <td>東綾瀬小学校</td> <td>40周年</td> <td>昭和51年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月7日(土)</td> <td>舎人第一小学校</td> <td>30周年</td> <td>昭和61年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月14日(土)</td> <td>鹿浜中学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和41年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月14日(土)</td> <td>古千谷小学校</td> <td>40周年</td> <td>昭和51年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月21日(土)</td> <td>入谷南中学校</td> <td>30周年</td> <td>昭和61年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月28日(土)</td> <td>花畑第一小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和40年4月1日</td> </tr> <tr> <td>11月28日(土)</td> <td>興本扇学園 (興本小・扇中)</td> <td>10周年</td> <td>平成18年4月1日</td> </tr> <tr> <td>12月5日(土)</td> <td>加平小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和40年4月1日</td> </tr> <tr> <td>平成28年 2月20日(土)</td> <td>弘道第一小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和40年9月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※花畑中学校(27年度50周年)は28年度に先送り実施</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>小学校</td> <td>7校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td>小中一貫校</td> <td>1校</td> </tr> </table> </div>	実 施 日	学 校 名	周年数	開校年月日	平成27年 10月3日(土)	鹿浜第一小学校	50周年	昭和41年4月1日	10月17日(土)	入谷中学校	40周年	昭和51年4月1日	11月7日(土)	東綾瀬小学校	40周年	昭和51年4月1日	11月7日(土)	舎人第一小学校	30周年	昭和61年4月1日	11月14日(土)	鹿浜中学校	50周年	昭和41年4月1日	11月14日(土)	古千谷小学校	40周年	昭和51年4月1日	11月21日(土)	入谷南中学校	30周年	昭和61年4月1日	11月28日(土)	花畑第一小学校	50周年	昭和40年4月1日	11月28日(土)	興本扇学園 (興本小・扇中)	10周年	平成18年4月1日	12月5日(土)	加平小学校	50周年	昭和40年4月1日	平成28年 2月20日(土)	弘道第一小学校	50周年	昭和40年9月1日	小学校	7校	中学校	3校	小中一貫校	1校
実 施 日	学 校 名	周年数	開校年月日																																																				
平成27年 10月3日(土)	鹿浜第一小学校	50周年	昭和41年4月1日																																																				
10月17日(土)	入谷中学校	40周年	昭和51年4月1日																																																				
11月7日(土)	東綾瀬小学校	40周年	昭和51年4月1日																																																				
11月7日(土)	舎人第一小学校	30周年	昭和61年4月1日																																																				
11月14日(土)	鹿浜中学校	50周年	昭和41年4月1日																																																				
11月14日(土)	古千谷小学校	40周年	昭和51年4月1日																																																				
11月21日(土)	入谷南中学校	30周年	昭和61年4月1日																																																				
11月28日(土)	花畑第一小学校	50周年	昭和40年4月1日																																																				
11月28日(土)	興本扇学園 (興本小・扇中)	10周年	平成18年4月1日																																																				
12月5日(土)	加平小学校	50周年	昭和40年4月1日																																																				
平成28年 2月20日(土)	弘道第一小学校	50周年	昭和40年9月1日																																																				
小学校	7校																																																						
中学校	3校																																																						
小中一貫校	1校																																																						
今後の方針																																																							

教育委員会情報連絡

平成27年1月8日

件名	平成26年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者・団体の決定について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内容	<p>平成26年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞者・団体を決定したので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 目的 国・東京都並びにこれに準ずる団体等が行う各種文化行事、競技大会等で優秀な成績を収め表彰されたものや、特に優れていると認められる善行を行なった区立小・中学校の児童・生徒に対し、その努力と功績を称える。2 褒賞対象期間 平成25年12月1日～平成26年11月30日3 受賞者・団体数 個人：150名 団体：33団体 その他：19名4 褒賞式 日時 平成27年2月6日（金） 午後3時00分から 会場 西新井文化ホール
今後の方針	

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成27年1月8日

件 名	平成27年度足立区育英資金予約募集の応募状況について																		
所管部課名	学校教育部 学務課																		
内 容	<p>平成27年度足立区育英資金予約募集の応募状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 募集期間 平成26年10月1日～11月28日</p> <p>2 募集人数及び応募人数</p> <p>(1) 高校生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">募集数</th> <th style="width: 30%;">応募数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大学生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">募集数</th> <th style="width: 30%;">応募数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の日程</p> <p>(1) 2月3日 育英資金貸付審議会開催</p> <p>(2) 2月上旬 貸付決定</p>		募集数	応募数	通常枠	50名程度	15名	特例枠	5名程度	1名		募集数	応募数	通常枠	50名程度	15名	特例枠	5名程度	0名
	募集数	応募数																	
通常枠	50名程度	15名																	
特例枠	5名程度	1名																	
	募集数	応募数																	
通常枠	50名程度	15名																	
特例枠	5名程度	0名																	
今後の方針																			

教育委員会情報連絡

平成27年1月8日

件名	平成26年度「あだち子ども将棋大会」及び第6回「あだち子ども百人一首大会」の開催について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 平成26年度「あだち子ども将棋大会」の開催</p> <p>(1) 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伝統や文化に関する教育の充実」 ・『将棋』を通して、集中力や判断力、コミュニケーション能力の向上を図る。 ・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。 <p>(2) 日時 平成27年1月24日(土) 9:20～12:20</p> <p>(3) 会場 千寿本町小学校</p> <p>(4) 対戦方式 3人一組による団体戦</p> <p>(5) 対象・参加校数(予定) 小学生 29校 64組</p> <p>2 第6回「あだち子ども百人一首大会」(小学生の部、中学生の部)の開催</p> <p>(1) 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伝統や文化に関する教育の充実」 ・『小倉百人一首』の暗唱等を通して、日本の言葉の響きに慣れ親しむ。 ・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。 <p>(2) 日時 平成27年3月7日(土)</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午前〕小学生の部 8:30～12:00</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午後〕中学生の部 13:20～16:30</p> <p>(3) 会場 島根小学校</p> <p>(4) 対戦方式 3人一組による対抗戦及び個人戦</p> <p>(5) 参加校数(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 70校 72組 ・中学校 37校 40組
今後の方針	

行 事 実 施 結 果

1 2 月 1 日 ~ 1 2 月 2 6 日

青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
12/3(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/3(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	10名
12/7(日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/7(日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	32名
12/7(日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00~16:00	ギャラクシティ	共催	20名
12/10(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	7名
12/10(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
12/14(日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/14(日)	あだち日曜教室	9:30~16:00	ギャラクシティ	主催	57名
12/14(日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	32名
12/17(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/17(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	10名
12/20(土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名
12/20(土)	あそびのふりま	9:00~17:00	ギャラクシティ	主催	50名
12/21(日)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	10名
12/23(火)	こどもみーていんぐ	13:30~16:30	ギャラクシティ	共催	50名
12/24(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	新田地域学習センター	主催	5名
12/24(水)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	関三いこい広場	主催	5名
12/27(土)	中高生の居場所作り	15:00~18:00	興本地域学習センター	主催	5名

行 事 実 施 予 定

1 月 5 日～1 月 3 1 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
1/4(日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/7(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
1/7(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/10(土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
1/10(土)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
1/11(日)	あだち日曜教室	9:30～16:00	ギャラクシティ	主催	78名
1/11(日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:00～16:00	ギャラクシティ	共催	32名
1/11(日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/14(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/14(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
1/17(土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
1/18(日)	ジュニアリーダースーパー研修会	13:00～16:00	ギャラクシティ	共催	32名
1/18(日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20名
1/18(日)	中高生の居場所作り(映画作り)	15:00～18:00	ギャラクシティ	主催	10名
1/20(火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
1/21(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/21(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/24(土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
1/25(日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
1/25(日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
1/29(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
1/29(水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名

行事实施結果（12月1日～12月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数
11/26・12/3 (水) 2回	キッズあそびサポーター講習会 ＜運動あそび編＞	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	計 22 名
12/3(水)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	扇小学校	主催	1年1組 21名 1年2組 19名
12/5(金)	マイタウンコンサート in 郷土博物館	14：00～15：00	郷土博物館	主催	137名
12/6(土)	歓喜の演 Vol.13 その1 ～遊びをせんとやPART7～	14：00～16：00	西新井文化ホール	共催	376名
12/10(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小学校	共催	19名
12/10(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	桜花小学校	共催	5名
12/13(土)	足立ジュニア吹奏楽団 クリスマスコンサート	14：30～15：00 16：00～16：30	アリオ西新井	共催	各回 300名
12/1・15 (月) 2回	指導者講習会コーディネーショントレ ーニングアドバンス対象＜実践編＞ Cコース：子どもに対するアプローチ法	19：00～20：45	生涯学習センター	主催	計 25 名
12/2～18	おりがみサポーターによる「キッズおり がみ教室」（15会場）		千寿桜小、本木小、西 保木間小、伊興小、足 立小、千寿常東小、千 寿第八小、中川北小、 新田小、竹の塚小、舎 人第一小、弘道小、加 平小、舎人小、中川小	主催	計 269 名
12/19(金)	第 39 回あだちアートルックカフェ	18：30～20：30	生涯学習センター	主催	32名
12/22(月)	読み語りキャラバン クリスマスバージョン in 舎人図書館	15：00～15：40	舎人地域学習センタ ー	主催	116名
9/1～12/22 (月) 12回	キッズコーディネーション (鹿一キッズ/1・2年生対象)	15：45～16：45	鹿浜第一小学校	主催	計 464 名

行事实施予定（1月1日～ 1月31日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
1/10(土)	歓喜の演 Vol.13 合唱 レクイエム	14:00～15:40	西新井文化ホール	主催	850名
1/14(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	30名
1/17(土)・ 18(日)2回	演奏家のためのアウトリーチ講座	10:00～17:00	梅田地域学習センター	主催	30名
1/21(水)	ふれあいコンサート	13:30～14:30	西伊興ひまわり園	主催	50名
1/21(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	桜花小学校	共催	25名
1/22(木)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	梅島第二小学校	主催	1年1組24名 1年2組28名
1/23(金)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	14:00～15:30	こども支援センター げんき	主催	20名
1/23(金)	第40回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	30名
1/24(土)	あだちウェルネスカレッジ Vol.6 「運動のススメ」～手軽にできる全身運動とその効果～	9:30～12:00	生涯学習センター	主催	60名
1/28(水)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	大谷田小学校	主催	1年1組19名 1年2組19名